

藤沢市地域福祉計画 2020

一人ひとりが主役

共に支えあい

安心して暮らせるまち ふじさわ



2015年(平成27年) 3月

藤沢市

はじめに

少子・超高齢化の急速な進展や核家族・単身世帯の増加、さらにはライフスタイルの多様化などにより、「向こう三軒両隣」「長屋文化」といったご近所同士のつながりが薄れてきています。

なかでも、地域とつながりを持たない方への関わり、たとえばひとり暮らし高齢者への緊急時対応、孤立死・孤独死や虐待の防止、災害時の避難支援などが重要な課題となっています。

このような状況の中で、人と人とのつながりや支えあい・助けあいの大切さが再認識されてきています。

こうしたことから、本市では、2004年度（平成16年度）と2009年度（平成21年度）に、「藤沢市地域福祉計画」を策定し、地域福祉を推進するための様々な施策を展開してまいりました。

このたび、計画期間の終了に伴い、社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、2015年度（平成27年度）から2020年度（平成32年度）までの6年間の計画となる「藤沢市地域福祉計画2020」を策定いたしました。

第3期の計画となる本計画では「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」をビジョンとして掲げ、高齢者や障がい者をはじめとする市民の皆さまが、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「藤沢型地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを重点的に進めてまいります。そのためには地域における人の和、絆を更に深め、支えあいや見守りのネットワーク体制を整備するとともに、人や地域をつなぐ担い手を育成することが重要となってまいります。それらの実現に向け、市民の皆さまをはじめ、地域団体、事業者等と行政とがそれぞれの特性を活かしながら、マルチパートナーシップをもって推進してまいりたいと考えております。

今後とも、市民の皆さまの希望と笑顔があふれる健やかな暮らしを支え、「郷土愛あふれる藤沢」の実現をめざして取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さま、熱心にご議論くださいました藤沢市地域福祉計画推進委員会委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきました関係者の皆さまに心からの感謝を申し上げます。

2015年（平成27年）3月

藤沢市長 鈴木 恒 夫



目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	・・・ 2
2 計画の性格・位置付け	・・・ 3
3 計画の期間	・・・ 4
4 地域福祉を推進するための考え方	・・・ 5
5 圏域のとらえ方	・・・ 6
6 計画策定経過	・・・ 7

第2章 地域を取り巻く状況

1 本市の現状	・・・ 14
2 行政区域（13地区）別の状況	・・・ 20
3 地域福祉に対する市民・団体の意識・意向	・・・ 22

第3章 地域福祉を推進するための取り組みの総括

1 前計画における施策の実施状況（評価）	・・・ 32
2 新たに取り組むべき課題	・・・ 38
3 本計画の施策の方向性の整理	・・・ 39

第4章 計画の基本構想

1 藤沢市における将来予測	・・・ 42
2 藤沢市における地域福祉推進ビジョン	・・・ 44
3 基本目標	・・・ 45
4 地域福祉を担う各主体の役割	・・・ 46

第5章 計画の基本的な方向

1 計画の体系図	・・・ 50
2 施策の方向性及び施策の展開	・・・ 52

第6章 地域福祉計画の進行管理

- | | | |
|---|-----------|-------|
| 1 | 計画の進行管理方法 | ・・・64 |
| 2 | 計画の進行管理体制 | ・・・66 |

資料編

- | | | |
|---|----------------|-------|
| 1 | パブリックコメントの実施結果 | ・・・68 |
| 2 | 藤沢市地域福祉計画推進委員会 | ・・・74 |
| 3 | 計画の策定経過 | ・・・77 |
| 4 | 用語解説（五十音順） | ・・・79 |

第1章

計画の概要

1

計画策定の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、「福祉サービスの適切な利用の推進」「社会福祉を目的とする事業の健全な発達」「地域福祉活動への住民参加の促進」を行うための計画です。

本市では、2004年（平成16年）3月に「藤沢市地域福祉計画（平成16年度～平成20年度）」を策定し、子どもからお年寄りまで、障がいの有無、性別や国籍などの違いに関係なく、誰もが住み慣れた地域や自宅で、自立した心豊かな生活が送れるよう、多くの市民や団体が、共に助け合い支えあう誰にもやさしい福祉社会の実現をめざしました。

続いて、2009年（平成21年）3月には、新たな6年間の基本計画として、「藤沢市地域福祉計画（平成21年度～平成26年度）」を策定し、高齢者や障がいのある方をはじめすべての市民の方が、家庭や地域の中で社会参加ができ一生安心して暮らせるまちづくりの実現を進めてきました。

さらに、計画期間の中間年である2011年度（平成23年度）を迎え、2011年度（平成23年度）から実施している本市の「新総合計画」と2011年（平成23年）3月11日に起きた「東日本大震災」をふまえ、地域福祉計画の具体的な取り組み項目の見直しを行いました。

一方、近年、福祉に関する社会情勢や法制度等に大きな変化が見られます。少子・超高齢化が進展する中、全国的には人口減少社会へ突入しました。

高齢者福祉分野においては、介護保険法の改正及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）の制定によって、地域包括ケアの概念が打ち出され、団塊の世代が75歳に達する2025年（平成37年）を見据え、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まい等が切れ目なく提供されるしくみづくりをめざしています。

障がい者福祉分野では、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（障害者総合支援法）が成立、地域社会における共生の実現に向けた日常生活及び社会生活を総合的に支援するための新たな障がい保健福祉施策が進められています。

児童福祉分野においては、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が制定され、都市部における待機児童解消や地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等が進められています。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策推進法）の制定によって、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現が求められています。

低所得者福祉分野では、生活困窮者自立支援法が制定され、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援策の強化が進められています。

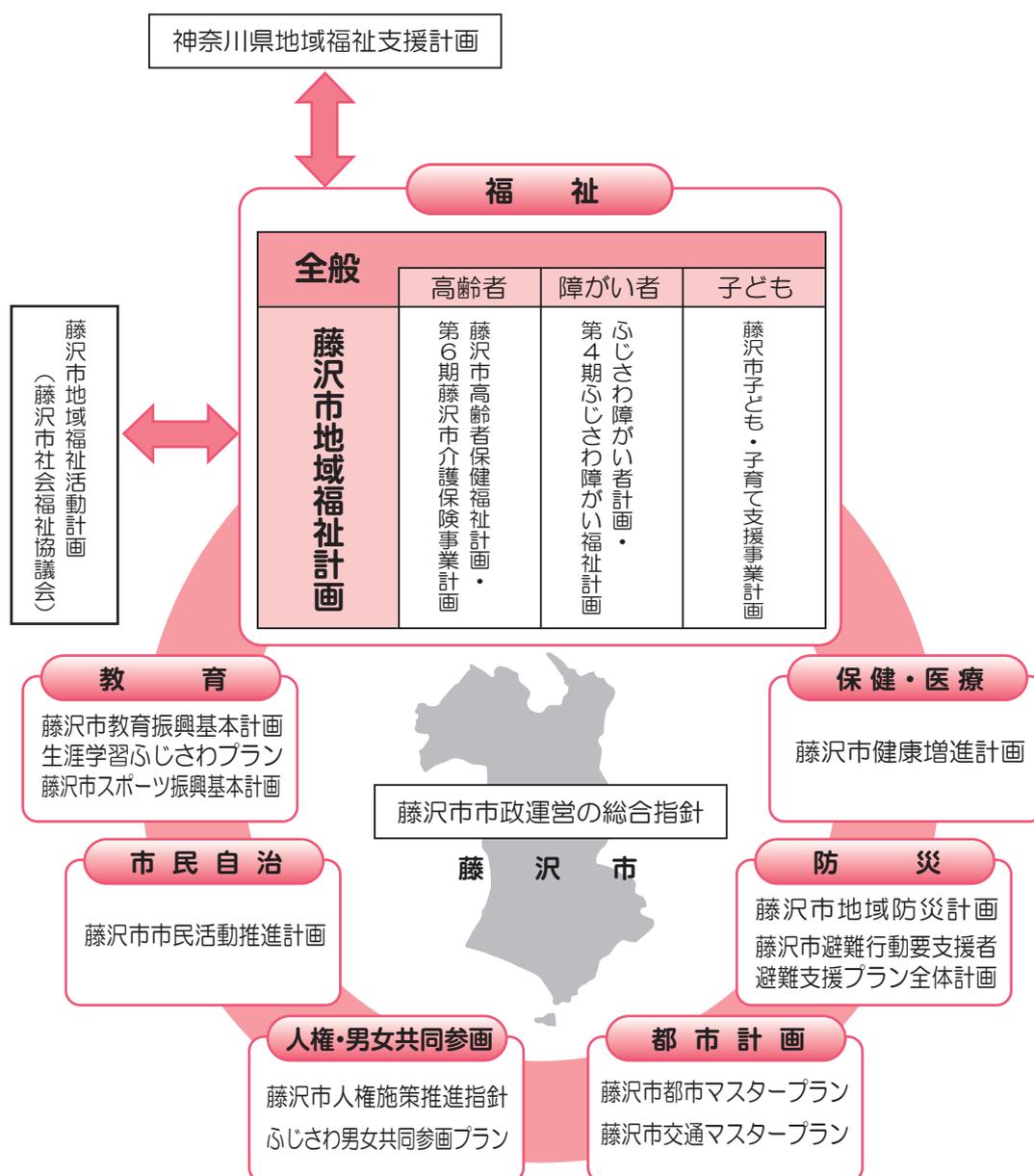
2014年度（平成26年度）で前計画の計画期間が終了し、新たな計画を策定するにあたり、これまでの取り組み等を踏襲しつつ、社会情勢や法制度等の変化に対応していくことが必要であることなどから、2015年度（平成27年度）～2020年度（平成32年度）を計画期間とする新たな「藤沢市地域福祉計画2020」を策定します。

2 計画の性格・位置付け

藤沢市地域福祉計画は、地域における支えあいや助けあう力を築くための方向性を明らかにした福祉全般の総合的な計画として位置づけています。また、福祉分野の個別計画とは上下の関係ではなく、個別計画を横につなげる計画であり、高齢者、障がい者、子どもなど各分野の具体的な取り組みは、分野別計画を策定し、その中で施策を展開していきます。地域福祉計画では、それらの各種施策を展開する共通基盤となる地域づくりを進めていくとともに、社会的孤立者や経済的困窮者など、制度のはざままで支援の必要な方に対する施策を展開していきます。

また、重点的かつ確実に実施する施策を位置付けた「藤沢市市政運営の総合指針」と整合性を図るとともに、福祉分野以外の他の計画と連携していきます。

図表 1-1 本計画と関連計画の関係図



3

計画の期間

計画期間は2015年度（平成27年度）から2020年度（平成32年度）までの6カ年とします。中間年度である2017年度（平成29年度）に中間見直しを行います。

図表 1-2 本計画と関連計画の計画期間

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市政全般	藤沢市市政運営の総合指針2016 (平成26年度～平成28年度)						
福祉全般	藤沢市地域福祉計画 (平成21年度～平成26年度)	藤沢市地域福祉計画2020 (平成27年度～平成32年度)					
市社会福祉協議会	藤沢市地域福祉活動計画 (平成25年度～平成27年度)		藤沢市地域福祉活動計画 (平成28年度～平成32年度)				
神奈川県	神奈川県地域福祉支援計画	神奈川県地域福祉支援計画 (平成27年度～平成31年度)					
高齢者福祉	いきいき長寿プラン ふじさわ2014	いきいき長寿プランふじさわ2017 (藤沢市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画) (平成27年度～平成29年度)					
障がい者福祉	ふじさわ障がい者計画 2014	ふじさわ障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」 ふじさわ障がい者計画(平成27年度～平成32年度)					
	藤沢市障がい福祉計画 2014	第4期ふじさわ障がい福祉計画 (平成27年度～平成29年度)			第5期ふじさわ障がい福祉計画 (平成30年度～平成32年度)		
児童福祉 若者支援	藤沢市次世代育成 支援行動計画	藤沢市子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～平成31年度)					
	ふじさわ子ども ・若者計画2014						

4 地域福祉を推進するための考え方

少子・超高齢化が進展する中、市民一人ひとりの複雑、多様化する生活支援ニーズに対して、公助だけではなく、互助や共助を軸とする地域の支え合いも大切です。行政はもとより、地域住民、事業者、NPO、ボランティアなど地域で活動する団体や組織が地域課題への共通認識のもと、各々の特性を生かし、課題解決に向けて、主体的に取り組んでいくことが必要です。

地域のさまざまな課題に対して、自助、互助、共助、公助がお互いに補完しあいながら、社会的に弱い立場にある人を孤立・孤独、排除や摩擦から守り、社会・地域の一員として包み支え合う「ソーシャルインクルージョン（社会的包容）」の考えを踏まえた「支えあいの地域づくり」に向けて、重層的なネットワークを構築していくことが求められています。行政は、限られた財源のもと、選択と集中という観点から、自助、互助、共助の活動を支援しつつ、公助で担うべきサービスを提供し、地域福祉を総合的に推進していきます。

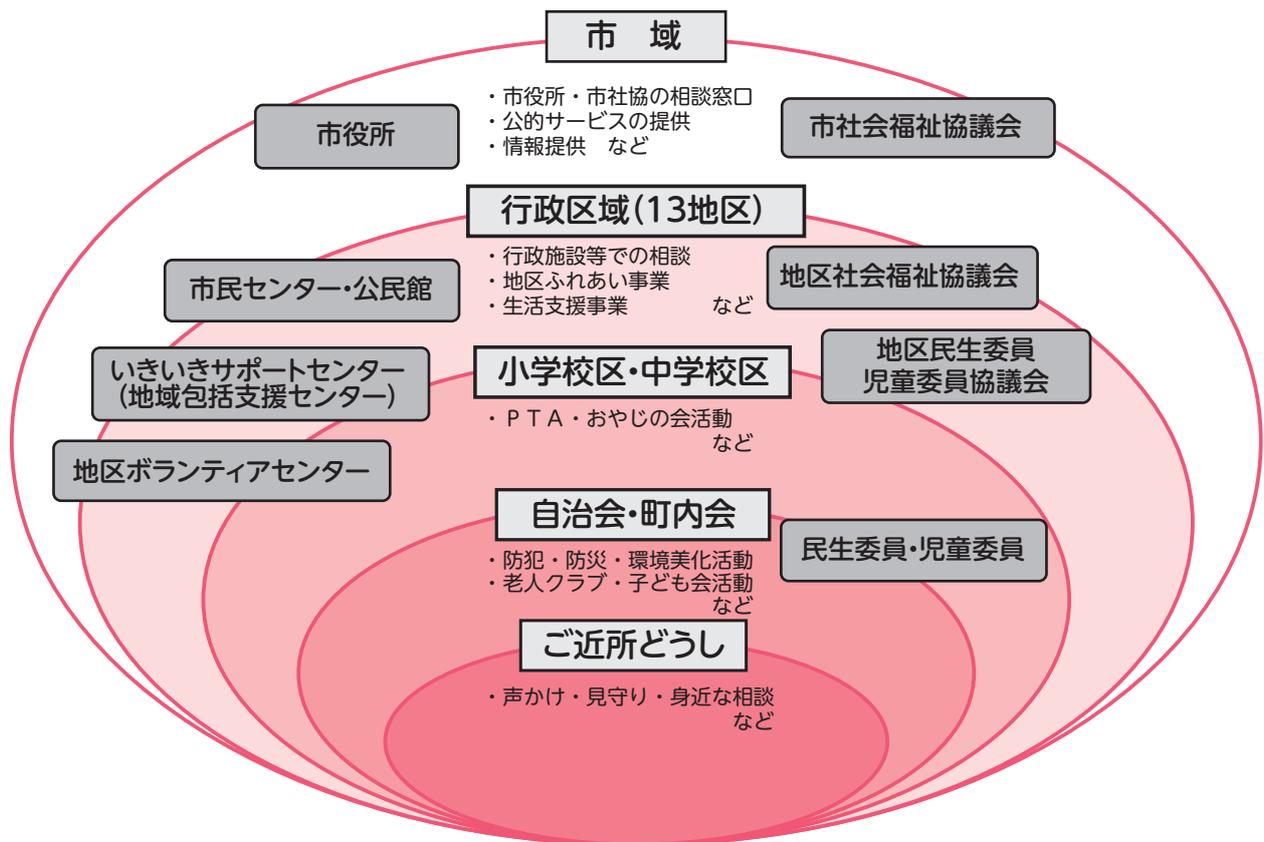
自助	自分が主体となり、自らを支えること
	<ul style="list-style-type: none"> ○自分のできることは自分です ○自らの健康維持・増進に心がける ○必要に応じて、自ら相談やサービスを受ける など
互助	インフォーマルな相互扶助
	<ul style="list-style-type: none"> ○ご近所どうしの助け合い ○住民組織の活動 ○ボランティア活動 など
	制度化された相互扶助
共助	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険制度 ○介護保険制度 など
	行政等の公的サービスによる支援
公助	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアや住民組織活動への公的支援 ○福祉サービスをはじめとしたサービスの提供 ○人権擁護や虐待対策 ○生活保護 ○地域福祉活動を推進していくためのしくみや支援体制づくり ○関係部署や機関との横断的な連携 など



5 圏域のとらえ方

本計画では、地域福祉を推進するための範囲として大きく5つの圏域を設定します。ご近所どうしや自治会・町内会といった範囲から、小学校区・中学校区、市民センター・公民館を拠点とした13地区、市域全体といった範囲まで、重層的な圏域で捉えています。圏域ごとの機能や特性を把握し、それぞれの特性が活かせるしくみや活動の展開を考えていく必要があります。

図表 1-3 5つの圏域と行政機関・関係団体イメージ図



6

計画策定経過

(1) 地域福祉計画推進委員会・庁内検討会議等

計画策定にあたっては、学識経験者、高齢者・障がい者・児童関係団体の代表、市民代表、市社会福祉協議会の代表、民生委員・児童委員の代表等を委員とする「藤沢市地域福祉計画推進委員会」を設置し、計画の内容を幅広く議論しました。

また、市関係各課による「藤沢市地域福祉計画庁内検討会議」を設置し、地域福祉にかかる施策について検討を行うとともに、市内13地区の市民センター長・公民館長との意見交換により、地域に根差した施策のあり方について検討しました。

(2) 市民アンケート調査・参加者アンケート、団体ヒアリングの実施

計画策定にあたり、市民の福祉ニーズ及び地域福祉活動を行っている団体の現状・課題等を把握することを目的として、地域福祉に関する市民アンケート調査、福祉関連イベントでの参加者アンケート調査、福祉関係団体へのヒアリング調査を実施し、広く意見をいただきました。

図表 1-4 地域福祉に関する市民アンケート調査

目的	地域福祉計画策定のための事前調査として、地域福祉の現状及びお住まいの地区や地域での日頃の暮らしの中でどのように感じているかについて、ご意見・ご要望などをお伺いするアンケート調査を実施しました。
調査概要	調査方法：郵送によるアンケート調査（お礼兼督促ハガキの発送1回） 調査期間：2013年（平成25年）10月18日（金）～11月8日（金） 調査対象：満15歳から80歳までの市民4,000人（無作為抽出） 回収状況：発送数4,000件、回収数2,275件（回収率56.9%）

図表 1-5 福祉関連イベント参加者アンケート調査

目的	地域福祉計画策定のための事前調査として、地域福祉への関心が高い方々のご意見等を伺うため、関連するイベントにおいて参加者アンケート調査を実施しました。
調査概要	①社会福祉大会参加者アンケート調査 調査方法：会場での配布・回収によるアンケート調査 調査日：2013年（平成25年）11月1日（金） 回収状況：配布数170件、回収数151件（回収率88.8%） ②「落語で楽しく成年後見制度」参加者アンケート調査 調査方法：会場での配布・回収によるアンケート調査 調査日：2014年（平成26年）1月25日（土） 回収状況：配布数235件、回収数208件（回収率88.5%）

図表 1-6 福祉関係団体ヒアリング調査

目的	<p>地域福祉計画策定のための事前調査として、計画の方向性や施策への検討材料とするため、専門的な視点・実際に活動している方からの視点に基づく意見聴取を行うため、団体ヒアリング調査を実施しました。</p>																		
調査概要	<p>○対象 団体については、委員会での意見を踏まえ、なるべく生の声を聴くことをコンセプトに協議会などを経由し対象を紹介していただき、1分野1団体を基本に事務局にて11団体を選定しました。</p> <p>○調査方法 事前にヒアリングシートを送付の上、指定された会場にて、直接ヒアリングを実施しました。(実施年月：2014年（平成26年）2月)</p> <p>団体ヒアリング一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f8d7da;">分野</th> <th style="background-color: #f8d7da;">ヒアリング団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉総合</td> <td>①藤沢市社会福祉協議会 ②藤沢市民生委員児童委員協議会</td> </tr> <tr> <td>地域団体</td> <td>③地区社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>防災</td> <td>④藤沢市防災組織連絡協議会</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉</td> <td>⑤藤沢市障害福祉法人協議会 ⑥藤沢市福祉団体連絡会</td> </tr> <tr> <td>高齢福祉（介護、高齢者支援）</td> <td>⑦藤沢市地域包括支援センター連絡協議会</td> </tr> <tr> <td>子ども・若者支援（教育を含む）</td> <td>⑧K2インターナショナルジャパン ⑨藤沢市子ども会連絡協議会</td> </tr> <tr> <td>ボランティア・NPO</td> <td>⑩藤沢市内ボランティアセンター連絡会</td> </tr> <tr> <td>経済</td> <td>⑪藤沢市商店会連合会</td> </tr> </tbody> </table>	分野	ヒアリング団体	福祉総合	①藤沢市社会福祉協議会 ②藤沢市民生委員児童委員協議会	地域団体	③地区社会福祉協議会	防災	④藤沢市防災組織連絡協議会	障がい福祉	⑤藤沢市障害福祉法人協議会 ⑥藤沢市福祉団体連絡会	高齢福祉（介護、高齢者支援）	⑦藤沢市地域包括支援センター連絡協議会	子ども・若者支援（教育を含む）	⑧K2インターナショナルジャパン ⑨藤沢市子ども会連絡協議会	ボランティア・NPO	⑩藤沢市内ボランティアセンター連絡会	経済	⑪藤沢市商店会連合会
分野	ヒアリング団体																		
福祉総合	①藤沢市社会福祉協議会 ②藤沢市民生委員児童委員協議会																		
地域団体	③地区社会福祉協議会																		
防災	④藤沢市防災組織連絡協議会																		
障がい福祉	⑤藤沢市障害福祉法人協議会 ⑥藤沢市福祉団体連絡会																		
高齢福祉（介護、高齢者支援）	⑦藤沢市地域包括支援センター連絡協議会																		
子ども・若者支援（教育を含む）	⑧K2インターナショナルジャパン ⑨藤沢市子ども会連絡協議会																		
ボランティア・NPO	⑩藤沢市内ボランティアセンター連絡会																		
経済	⑪藤沢市商店会連合会																		

(3) パブリックコメント（市民意見公募）の実施

本計画に関するご意見を、広く市民の皆様からいただくため、計画中間案に対するパブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

【実施期間】 2014年（平成26年）11月6日（木）～12月5日（金）

【実施案件】 「藤沢市地域福祉計画」中間案

【意見等を提出できる方】

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、及びその他利害関係者

【提出された意見等の集計】

①提出件数

ファックス	5通
ホームページ（電子メール）	6通
合計	11通

②提出された意見・提案の内訳

計画全般	5件
人材づくりについて	8件
地域づくりについて	2件
しくみづくりについて	5件
その他	1件
合計	21件

【実施結果の公表】

2015年（平成27年）2月に、市役所、各市民センター・公民館の窓口、及び市ホームページにおいて公表しました。

(4) 「藤沢市の福祉を考える」シンポジウムの開催

「地域福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画」を新たに策定するにあたり、「支えあう地域づくり」について、会場の参加者と一緒に考え、福祉に対する意識向上を図ることを目的として、「藤沢市の福祉を考える」シンポジウムを開催しました。

【開催日時】2014年（平成26年）11月8日（土）午前10時～12時

【場 所】藤沢市民会館 小ホール

【内 容】

第1部 基調講演「誰もが安心して暮らせる『支えあう地域づくり』とは」

講師 石渡 和実 氏（東洋英和女学院大学 教授）

第2部 パネルディスカッション「『支えあう地域づくり』に必要なこととは」

コーディネーター 石渡 和実 氏

パネリスト

阿部 充宏 氏（社会福祉法人いきいき福祉会ラポールグループ
本部事業企画推進統括責任者）

河原 雄一 氏（社会福祉法人藤沢育成会 湘南セシリア施設長
相談支援プラザ所長）

村上 尚 氏（社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会
地域福祉課主幹）

井口 満貴子（藤沢市福祉部高齢者支援課 課長補佐）

【参加者】182人（関係者除く）

【来場者アンケートによる主な意見・感想】

○地域で、ちょっとした声かけや温かい目での見守りが必要に思う。

○自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターや行政が、それぞれの強みを活かしながら連携をとって、必要なサービスが受けられるように繋いでいく事が必要だと思う。

○小さな頃から地域の高齢者との関係づくりは重要だと思う。多世代交流は、見守り、支えあいの基礎になるのではないかな。

○安心した居場所、働く場、地域との交流、福祉サービスを受けられる環境が必要だと思う。

○各自治会・町内会にある子ども会や老人会の推進・活発化を図ることにより、地域の繋がりが深まると思う。

(5) 「福祉のまちづくり」に関する意見交換会の開催

市内13地区において、各地区の現状やニーズ、地域課題等に関する調査の一環として、地域団体を対象とした、「福祉のまちづくり」に関する意見交換会を開催しました。

図表 1-6 「福祉のまちづくり」に関する意見交換会の開催（開催日順）

開催日	地区名	主な参加団体	参加者数
11/12(水)	湘南台	地区社会福祉協議会、郷土づくり推進会議、民生委員児童委員協議会	9人
11/20(木)	遠藤	高齢者見守りネットワーク	18人
11/27(木)	六会	郷土づくり推進会議福祉部会	14人
11/28(金)	片瀬	郷土づくり推進会議地域福祉推進部会	9人
12/4(木)	御所見	地区社会福祉協議会役員会	23人
12/5(金)	湘南大庭	地区社会福祉協議会ボランティア部会・民生委員児童委員協議会役員会	14人
12/11(木)	辻堂	郷土づくり推進会議福祉安全部会	7人
12/12(金)	藤沢	民生委員児童委員協議会（東部地区・西部地区）、地区社会福祉協議会（東部地区・西部地区）、西部地区ボランティアセンターきずな	8人
12/12(金)	善行	地域ケア会議、民生委員児童委員協議会、自治会連合会、地区社会福祉協議会、地区老人クラブ連合会	12人
12/17(水)	明治	地区福祉推進会議、地区老人クラブ連合会	17人
12/19(金)	村岡	福祉ネットワーク、民生委員児童委員協議会企画委員会	21人
12/19(金)	長後	郷土づくり推進会議	16人
1/14(水)	鵜沼	地区社会福祉協議会役員会	14人
合 計			182人

【参加者から出された主な意見・感想】

1 福祉の担い手に関する課題

- 地域団体役員等のなり手が不足しており、また高齢化が進んでいる。
- ボランティアの確保・育成を拡充する必要がある。
- 自治会・町内会、民生委員・児童委員など、地域団体間の連携をさらに進める必要があるが、情報の共有がうまくできていない。

2 地域のつながりに関する課題

- 自治会・町内会へ加入しないなど、地域と関わらない人が増えている。
- 地域で孤立する人・世帯への対応が重要だと考える。
- 地域の人が気軽に集まれる場所の整備が必要だと思う。

3 支援を必要とする人への生活支援に関する課題

- エレベーターの無い団地の上層階で暮らす人や、一人暮らし高齢者への生活支援が必要である。
- 問題が発生したときに、どこに相談すべきかをわかりやすくするなど、相談支援体制の整備を進める必要がある。

4 13地区・生活圏域に対する課題

- 市民センター・公民館までの距離が遠く、もっと身近な場所で相談などできる施設を考えてほしい。
- 学校区（小学校区）と行政区域（13地区）が異なることで、地域団体の活動に支障をきたす場合がある。
- 生活圏域を考えた場合、13地区を一つの圏域とするのは広すぎると考える。



第2章

地域を取り巻く状況

1 本市の現状

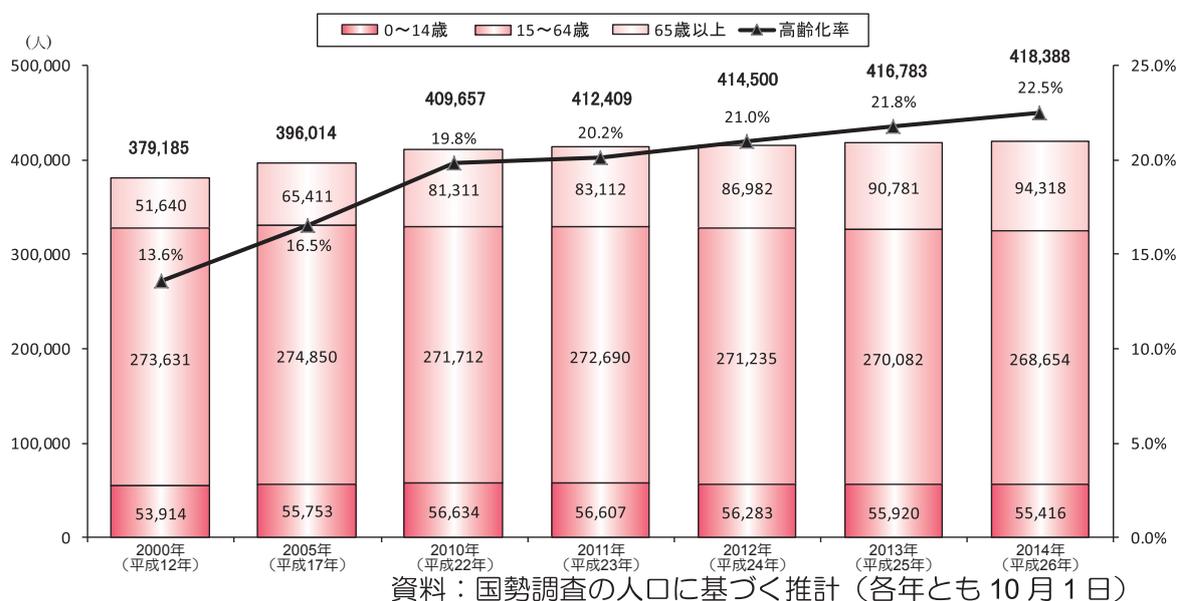
(1) 人口・世帯数の推移

2014年（平成26年）10月1日現在、国勢調査の人口に基づく推計では、総人口418,388人で、65歳以上人口は22.5%となっています。

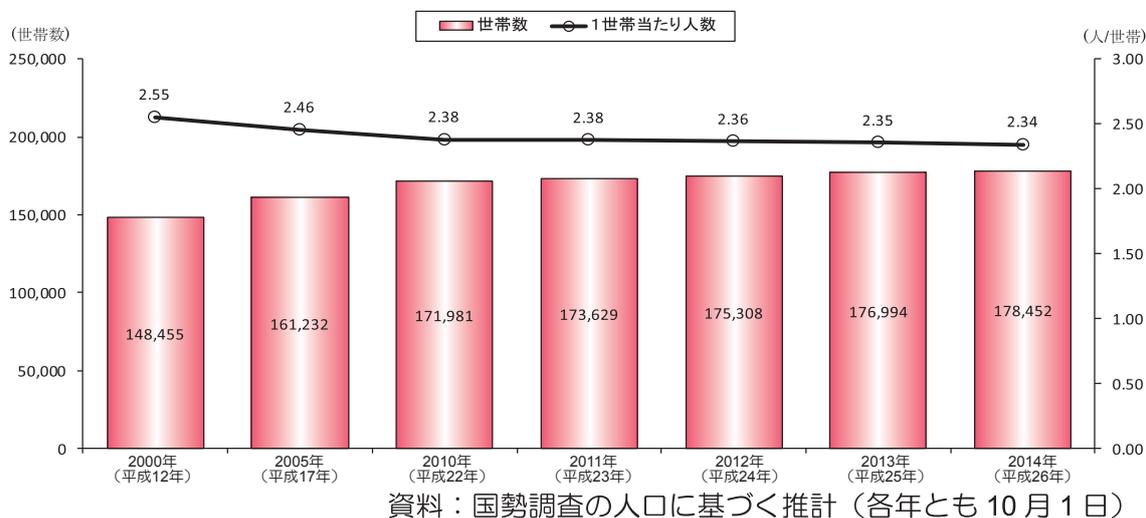
本市の人口動態は、転入・転出の社会増減がプラスで推移し、総人口は増加を続ける一方、年齢3区分別構成比をみると、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）とも減少傾向で、65歳以上人口（高齢人口）のみが増加する傾向となっています。

また、世帯数は178,452世帯となっており、1世帯当たり人数は2.34人となっています。世帯数は増加する傾向にありますが、1世帯当たり人数は年々減少する傾向にあります。

図表 2-1 年齢3区分別人口の推移



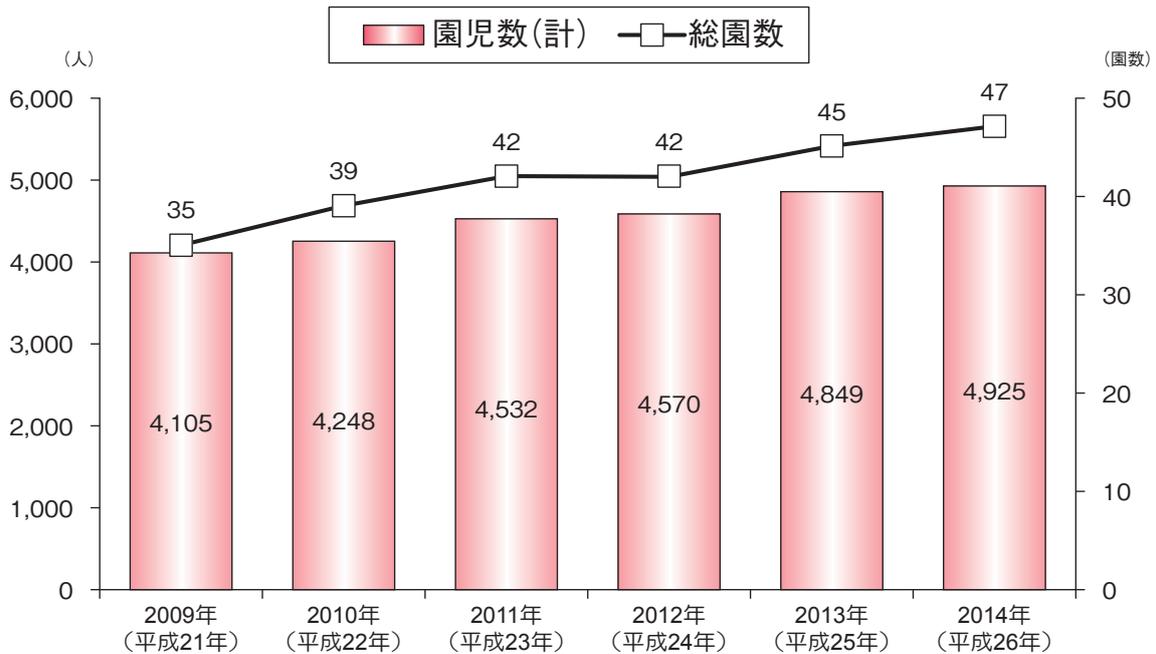
図表 2-2 世帯数と1世帯当たり人数の推移



(2) 児童の状況

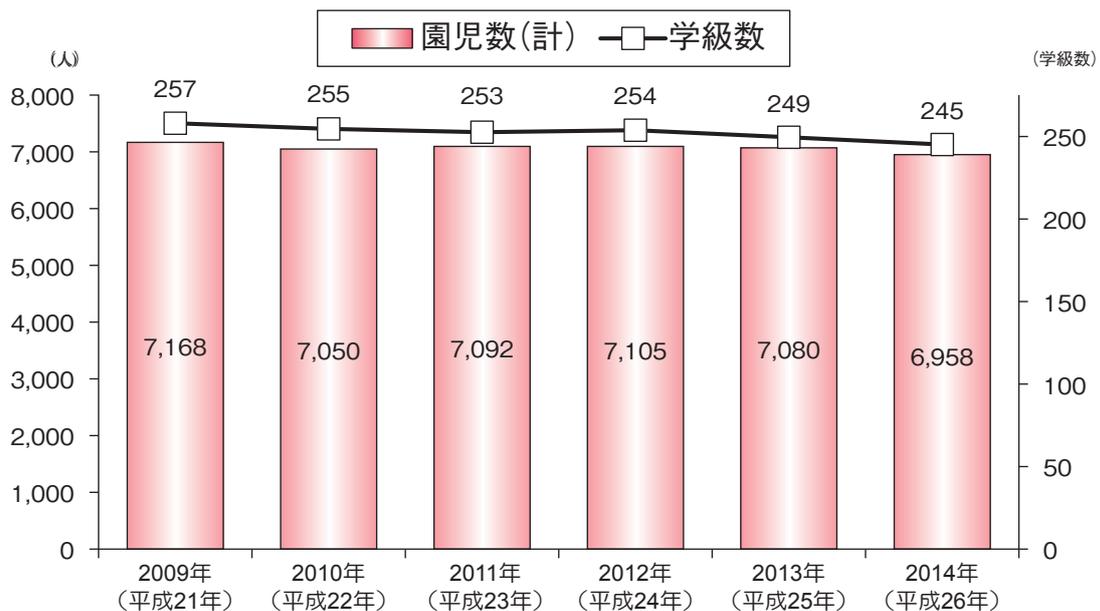
保育園の園児数は、私立園の増設に伴って増加傾向にあります。
 幼稚園の状況をみると、園数、園児数とも減少傾向にあります。
 小学校の状況をみると、学級数、児童数とも、2013年度（平成25年）はやや減少に
 転じましたが、6年間では増加傾向にあります。

図表 2-3 保育園の推移



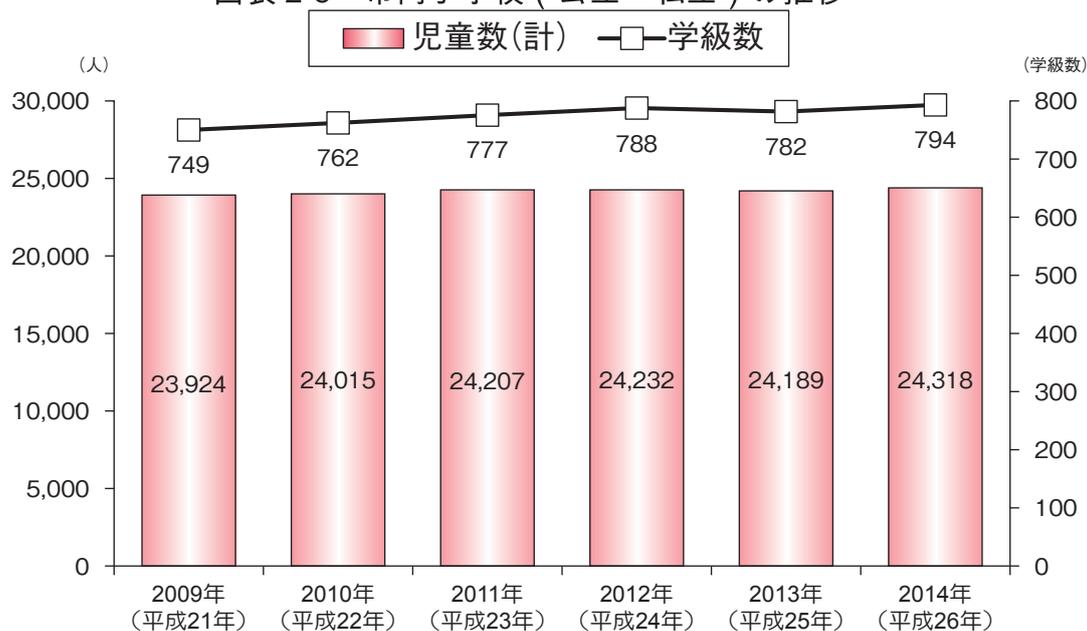
資料：保育課（各年とも4月1日）

図表 2-4 幼稚園の推移



資料：学校基本調査（各年とも5月1日）

図表 2-5 市内小学校（公立・私立）の推移

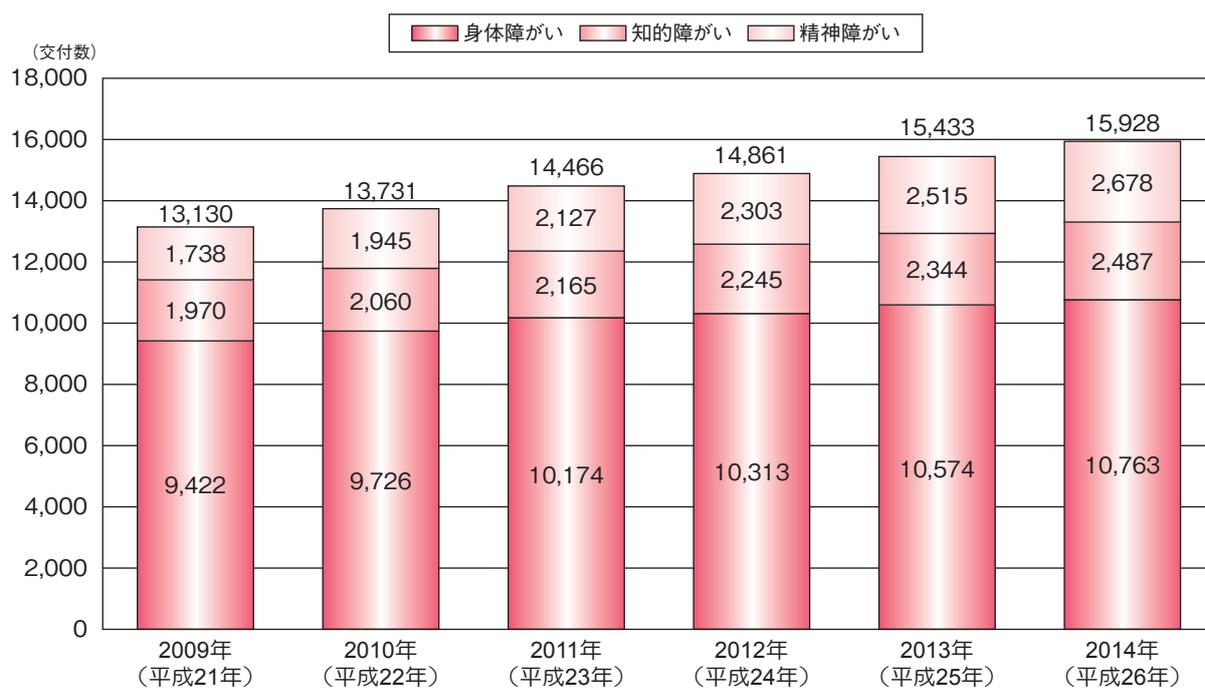


資料：学校基本調査（各年とも5月1日）

(3) 障がい者（児）の状況

障がい者（児）数の状況をみると、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者とも、手帳の交付数が伸びています。

図表 2-6 身体・知的・精神障がい者（児）数の推移（手帳交付数）



資料：障がい福祉課（各年とも4月1日）

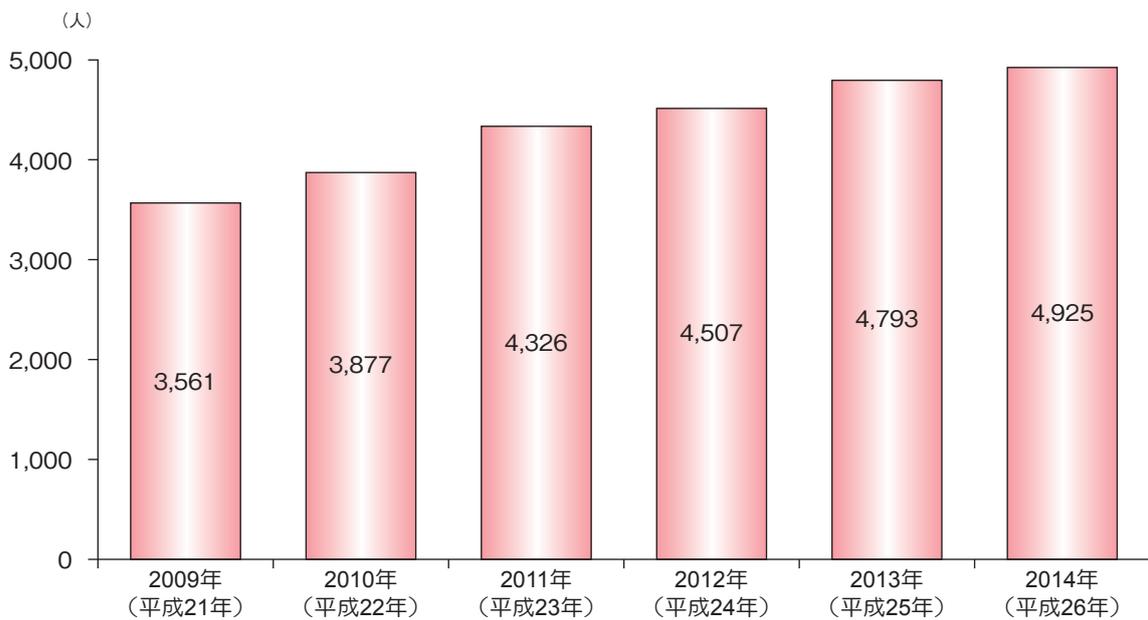
図表 2-7 身体障がい者（見）数の推移（手帳交付数）

（交付数）

	2009年 （平成21年）	2010年 （平成22年）	2011年 （平成23年）	2012年 （平成24年）	2013年 （平成25年）	2014年 （平成26年）
総数	9,422	9,726	10,174	10,313	10,574	10,763
視覚	755	779	772	779	787	780
聴覚	767	808	810	823	834	827
平衡機能	2	3	3	4	5	5
言語機能	134	127	131	127	134	134
肢体不自由	5,295	5,432	5,663	5,714	5,817	5,928
内部障がい	2,469	2,577	2,795	2,866	2,997	3,089

資料：障がい福祉課（各年とも4月1日）

図表 2-8 自立支援医療受給者数の状況



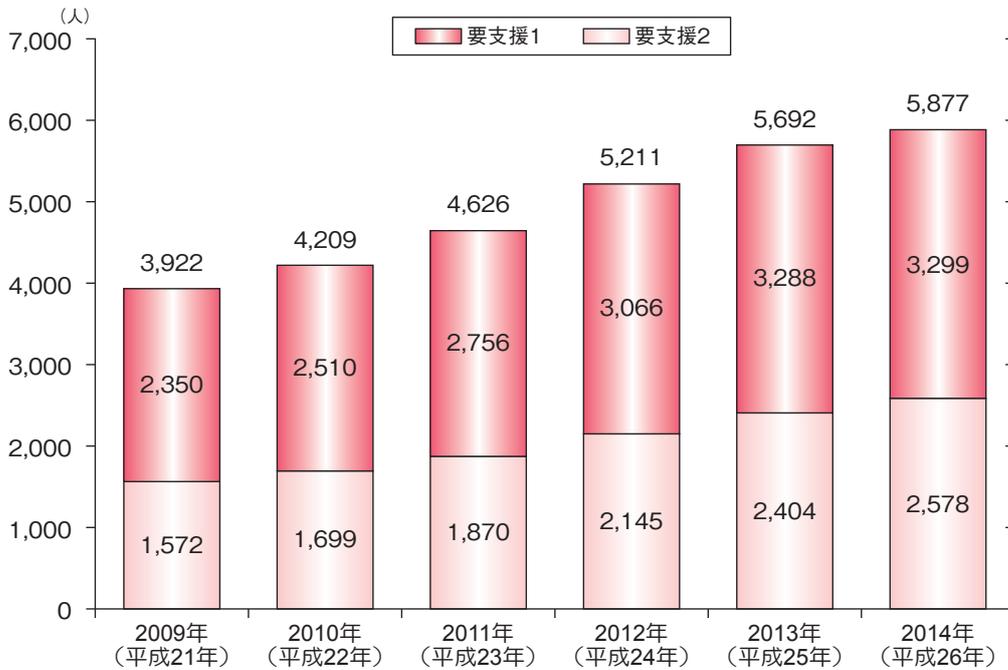
資料：障がい福祉課（各年とも4月1日）



(4) 要介護等認定者の状況

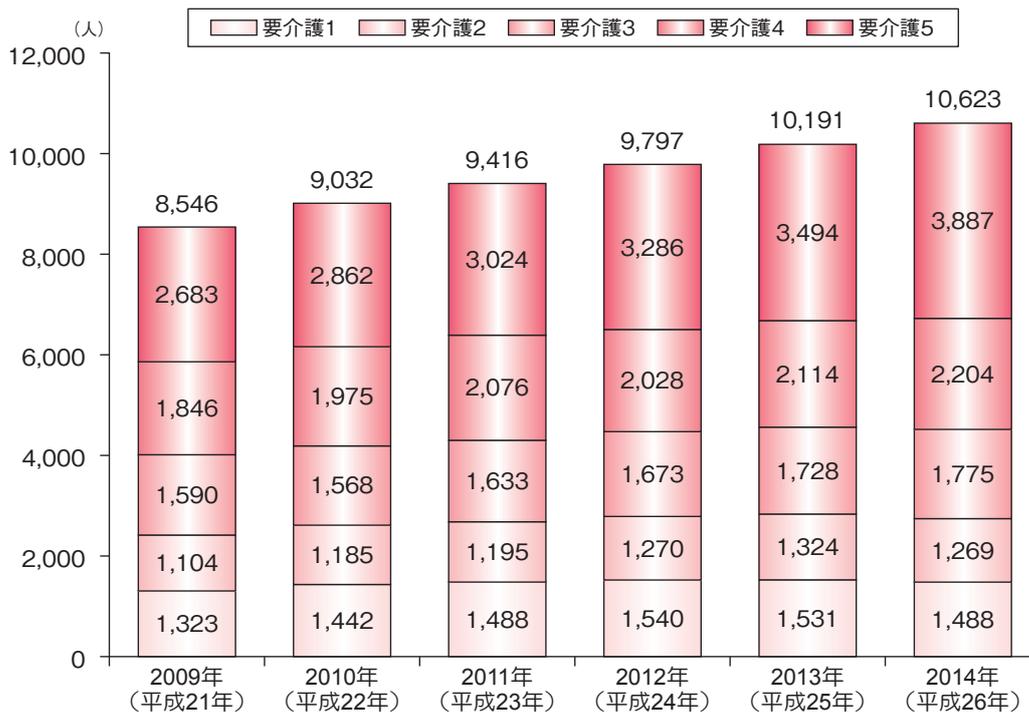
高齢者のうち、要介護等認定者数の状況をみると、2014年（平成26年）9月末現在で、要支援認定者 5,877 人、要介護認定者 10,623 人となっております。2009年（平成21年）9月末に比べて、要支援認定者が約 50%増、要介護認定者が約 24%増となっており、要支援認定者の伸びのほうが大きくなっています。

図表 2-9 要支援認定者数の状況



資料：介護保険課（各年とも9月末）

図表 2-10 要介護認定者数の状況

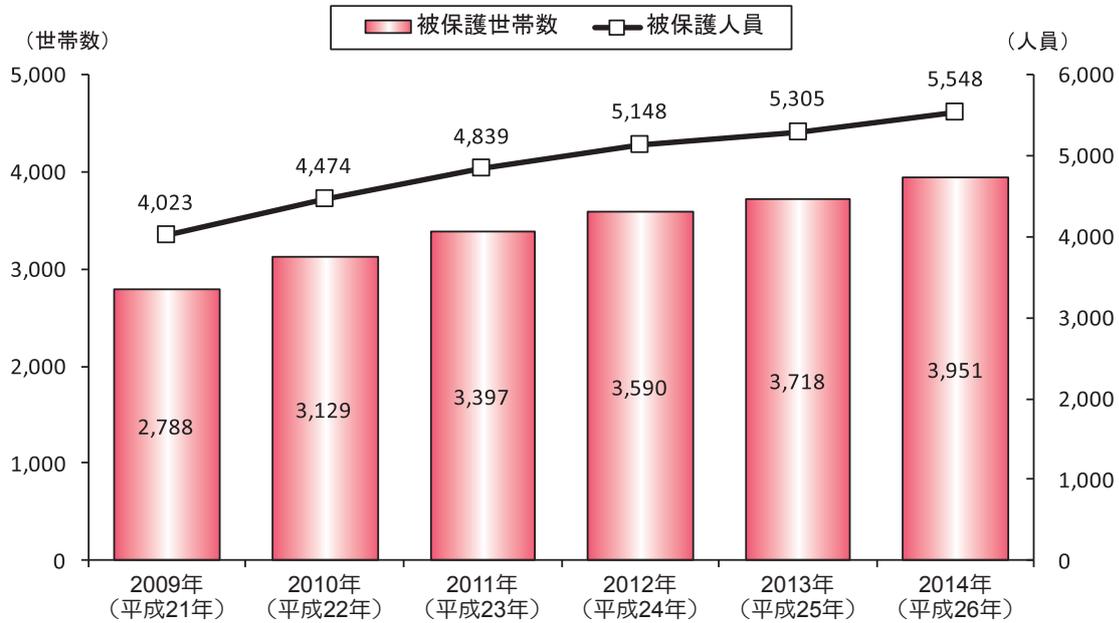


資料：介護保険課（各年とも9月末）

(5) 生活保護の状況

被保護世帯数、被保護人員とも毎年、増加しています。

図表 2-11 生活保護の状況

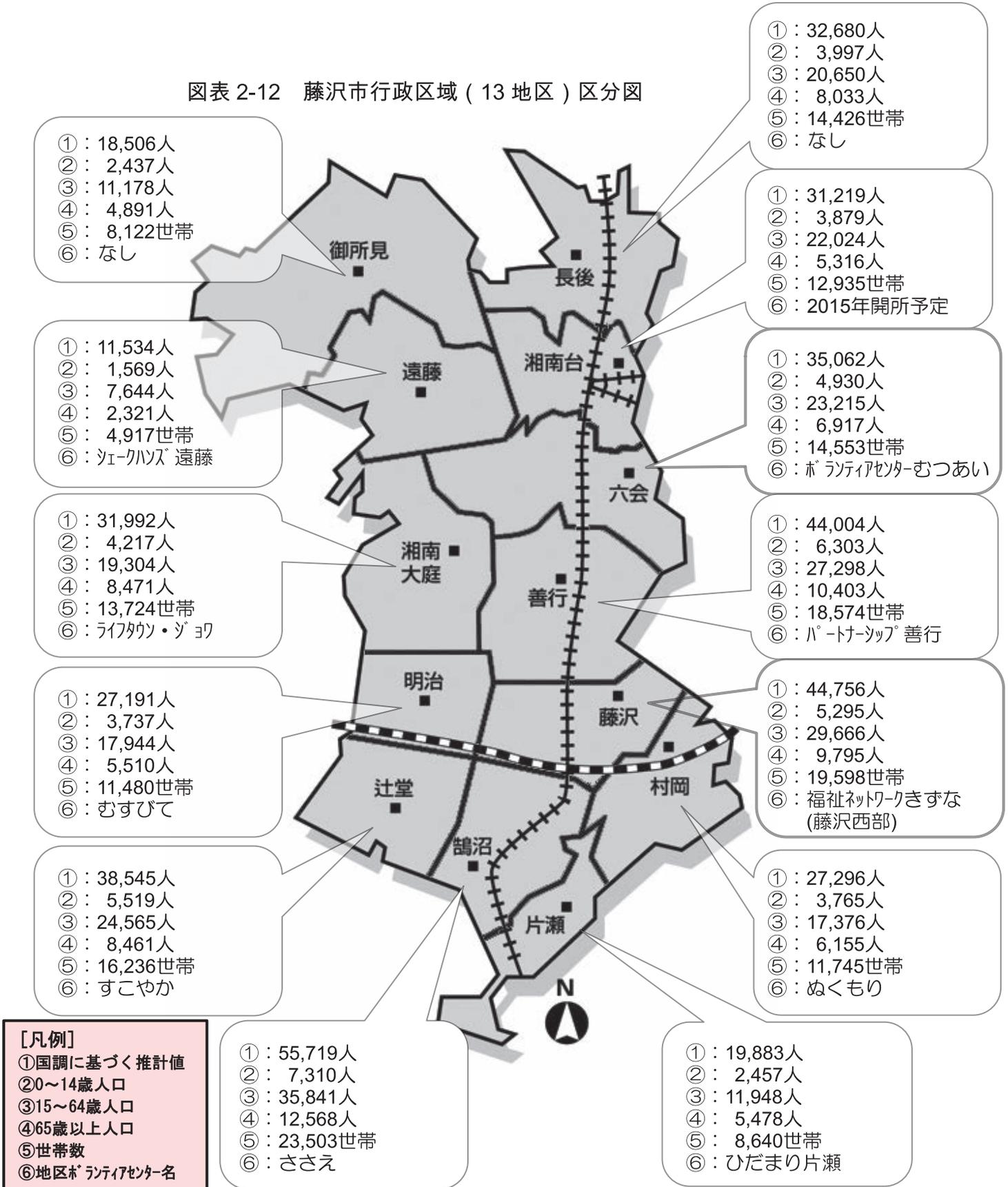


資料：生活援護課（各年とも3月末、2014年（平成26年）のみ9月末）

2 行政区域（13地区）別の状況

本市では、市民センター・公民館を拠点とした13地区の行政区域単位で様々な事業及び取り組みを行っています。ここでは、13地区別の人口及び世帯数などについて記載します。

図表 2-12 藤沢市行政区域（13地区）区分図

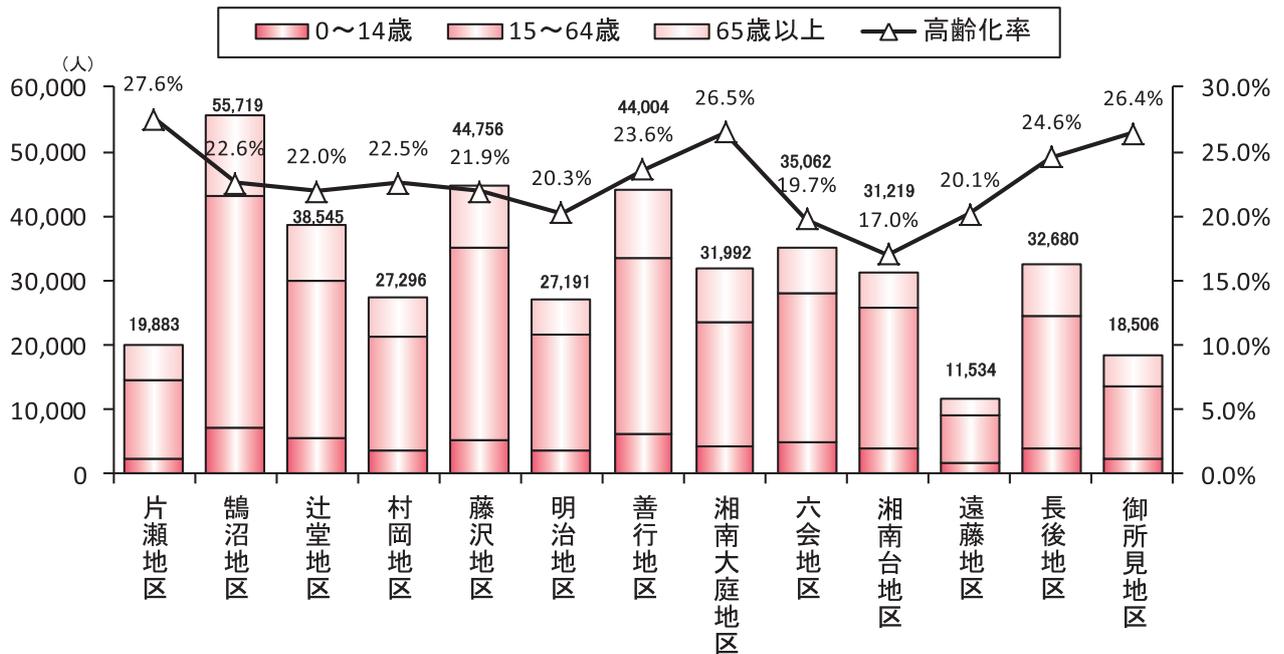


国勢調査の人口に基づく推計では、2014年（平成26年）10月1日現在の行政区（13地区）別の人口構成を見ると、鶴沼地区が55,719人と最も人口が多く、遠藤地区が11,534人と最も人口が少なくなっています。

また、65歳以上人口割合については、片瀬地区の27.6%が最も高く、湘南台地区の17.0%が最も低い状況となっています。

人口構成、65歳以上人口割合とも、地区による差が生じています。

図表 2-13 行政区（13地区）別の年齢3区分別人口及び高齢化率



地区	年齢3区分別人口				構成比			13地区別人口構成
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
市全体	418,388	55,416	268,654	94,318	13.2%	64.2%	22.5%	100.0%
片瀬	19,883	2,457	11,948	5,478	12.4%	60.1%	27.6%	4.8%
鶴沼	55,719	7,310	35,841	12,568	13.1%	64.3%	22.6%	13.3%
辻堂	38,545	5,519	24,565	8,461	14.3%	63.7%	22.0%	9.2%
村岡	27,296	3,765	17,376	6,155	13.8%	63.7%	22.5%	6.5%
藤沢	44,756	5,295	29,666	9,795	11.8%	66.3%	21.9%	10.7%
明治	27,191	3,737	17,944	5,510	13.7%	66.0%	20.3%	6.5%
善行	44,004	6,303	27,298	10,403	14.3%	62.0%	23.6%	10.5%
湘南大庭	31,992	4,217	19,304	8,471	13.2%	60.3%	26.5%	7.6%
六会	35,062	4,930	23,215	6,917	14.1%	66.2%	19.7%	8.4%
湘南台	31,219	3,879	22,024	5,316	12.4%	70.5%	17.0%	7.5%
遠藤	11,534	1,569	7,644	2,321	13.6%	66.3%	20.1%	2.8%
長後	32,680	3,997	20,650	8,033	12.2%	63.2%	24.6%	7.8%
御所見	18,506	2,437	11,178	4,891	13.2%	60.4%	26.4%	4.4%

資料：国勢調査の人口に基づく推計(2014年（平成26年）10月1日現在)

※推計値は端数処理で合計が市全体と一致しない場合があります

3

地域福祉に対する市民・団体の意識・意向

(1) 地域福祉に関する市民アンケート調査結果（主なもの）

1 ボランティア活動への参加意向

今後の参加意向は、「参加したことはないが、今後参加してみたい」が 37.6%、「参加したことはなく、今後も参加するつもりはない」が 34.8%と、ともに 3 割以上となっています。

年代別でみると、「参加したことはないが、今後参加してみたい」という潜在的活動層が、30 歳代と 40 歳代で 4 割台後半と高くなっています。この割合は年齢があがるとともに、減少の傾向はあるものの、60 歳代でも 3 割台半ばとなっています。

図表 2-14 ボランティア活動への参加意向



年代別・クロス集計（件、%）

年代別	調査数	参加意向					無回答
		既に参加しており、これからも継続したい	参加したことはないが、今後参加してみたい	参加したことはないが、今後参加するつもりはない	参加したことはなく、今後も参加するつもりはない	無回答	
15～19 歳	80	7.5	38.8	17.5	35.0	1.3	
20～29 歳	193	3.1	32.6	7.3	52.3	4.7	
30～39 歳	315	5.1	49.5	3.8	39.7	1.9	
40～49 歳	433	9.5	47.8	6.0	31.2	5.5	
50～59 歳	360	13.6	37.8	9.2	31.9	7.5	
60～64 歳	212	9.9	35.8	6.6	34.9	12.7	
65～69 歳	248	17.3	35.5	6.9	28.2	12.1	
70～74 歳	237	14.3	23.6	13.1	33.8	15.2	
75 歳以上	172	16.9	19.8	11.0	34.9	17.4	

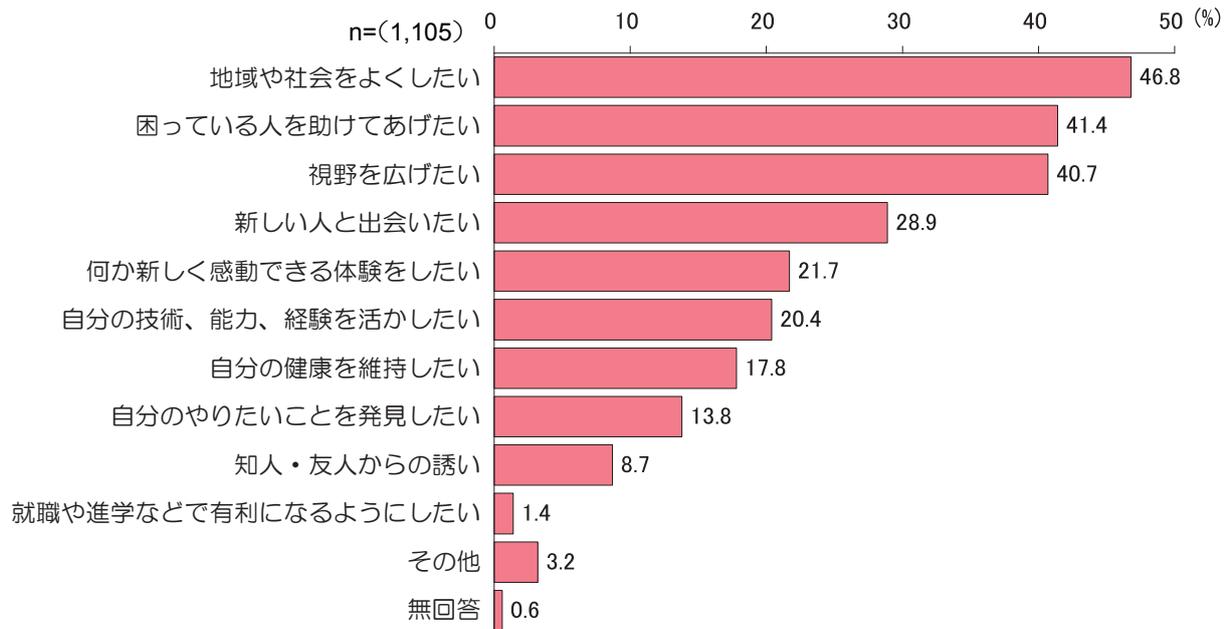
※網掛けは横方向（→）にみて、構成比の最も高い数値（ただし調査数30未満を除く）

2 ボランティア活動に参加する際の動機

参加する際の動機は、「地域や社会をよくしたい」が46.8%で最も高く、次いで「困っている人を助けてあげたい」「視野を広げたい」の順となっています。

年代別でみると、29歳以下の層では「視野を広げたい」が最も高く、また30歳代以上の層では「地域や社会をよくしたい」が最も高くなっています。

図表 2-15 ボランティア活動に参加する際の動機（複数回答）



年代別・クロス集計（上位7項目）（件、%）

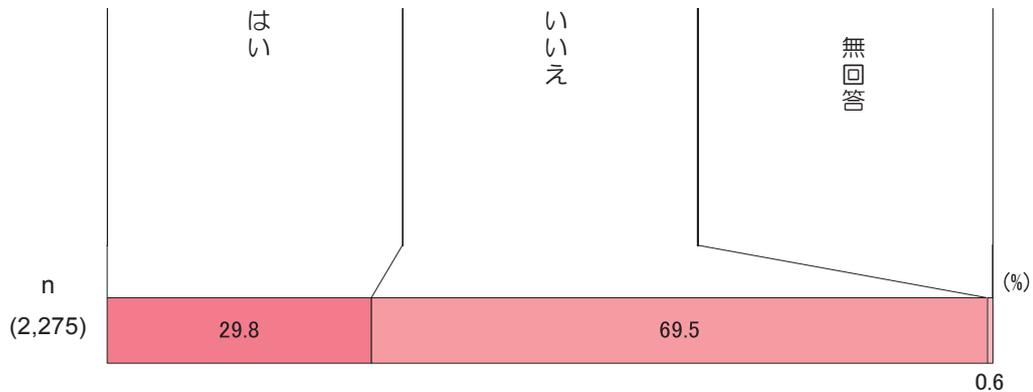
年代別	調査数	地域や社会をよくしたい	困っている人を助けてあげたい	視野を広げたい	新しい人と出会いたい	動ける体験をしたい	何か新しく感動したい	自分の技術、能力、経験を活かしたい	自分の健康を維持したい
		15～19歳	37	21.6	37.8	64.9	16.2	24.3	13.5
20～29歳	69	39.1	29.0	62.3	46.4	31.9	18.8	7.2	
30～39歳	172	47.1	40.1	43.0	36.0	19.2	14.5	5.8	
40～49歳	248	49.2	44.0	44.0	24.2	17.7	16.5	7.3	
50～59歳	185	49.7	45.4	35.7	30.3	23.2	18.9	16.8	
60～64歳	97	48.5	43.3	36.1	32.0	22.7	33.0	25.8	
65～69歳	131	46.6	45.0	35.9	28.2	26.7	31.3	35.1	
70～74歳	90	43.3	36.7	28.9	21.1	21.1	21.1	36.7	
75歳以上	63	54.0	36.5	33.3	22.2	19.0	17.5	39.7	

※網掛けは横方向（→）にみて、構成比の最も高い数値（ただし調査数30未満を除く）

3 地域の活動への参加割合

地域の活動への参加割合は 29.8%となっています。

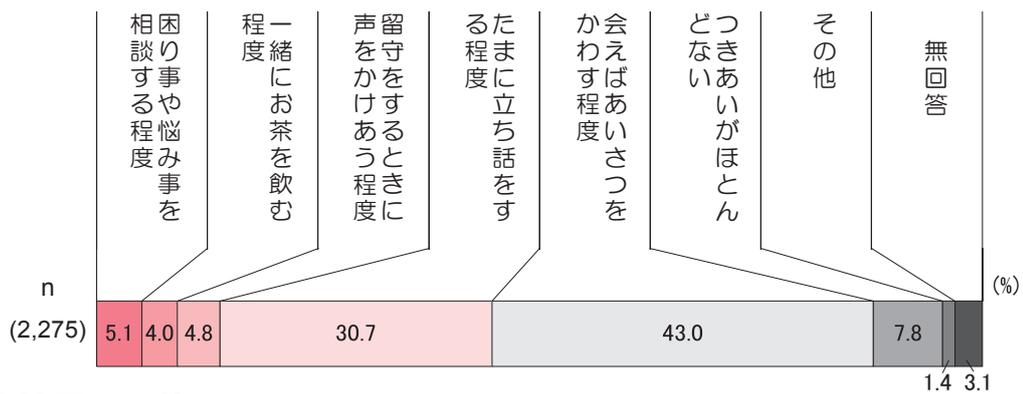
図表 2-16 地域の活動への参加割合



4 近所とのつきあい方

近所とのつきあい方は、「会えばあいさつをかわす程度」が 43.0%で最も高くなっています。

図表 2-17 近所とのつきあい方

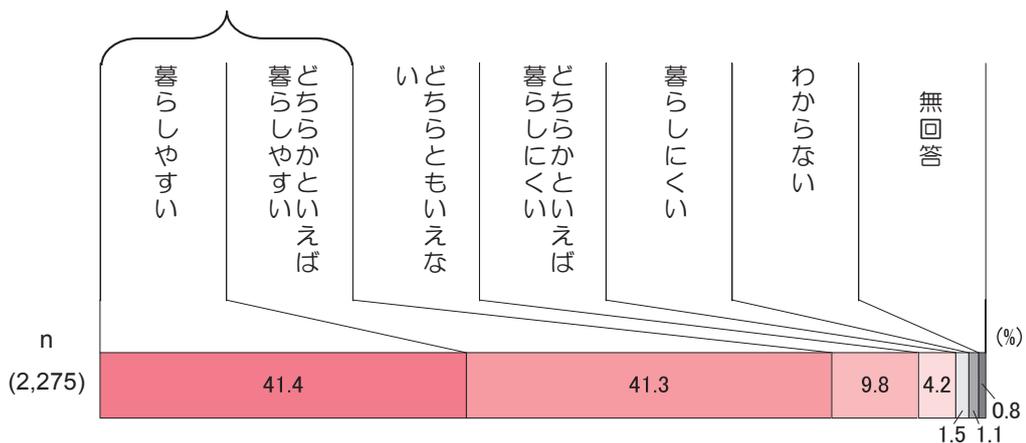


5 居住地区での暮らしやすさ

居住地区での暮らしやすさは、「暮らしやすい」が 41.4%、「どちらかといえば暮らしやすい」が 41.3%となっており、両者を合わせると《暮らしやすい》層は 8 割を超えています。

図表 2-18 居住地区での暮らしやすさ

《暮らしやすい》層 82.7%

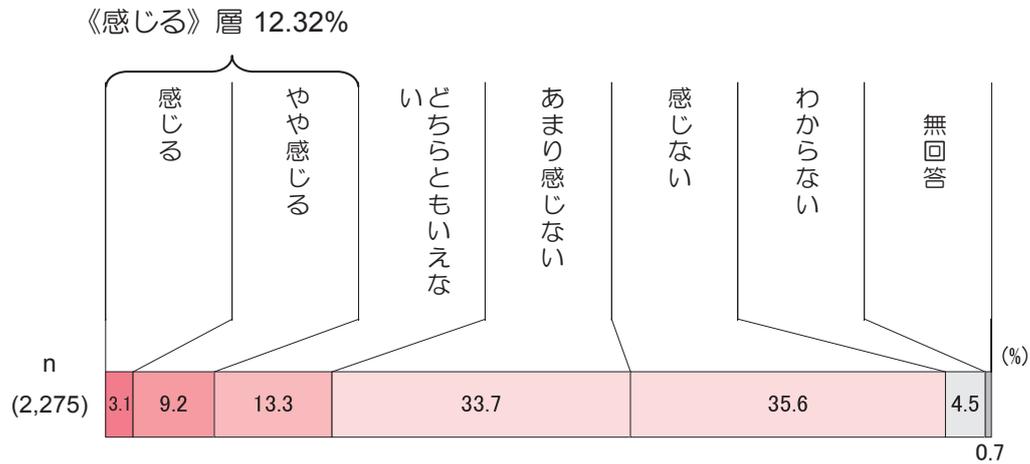


6 居住地区での孤立感

居住地区での孤立感は、「感じる」が3.1%、「やや感じる」が9.2%となっており、両者を合わせると《感じる》層は1割強となっています。

年代別でみると、孤立感を《感じる》層は、30歳代で18.5%となっています。

図表 2-19 居住地区での孤立感



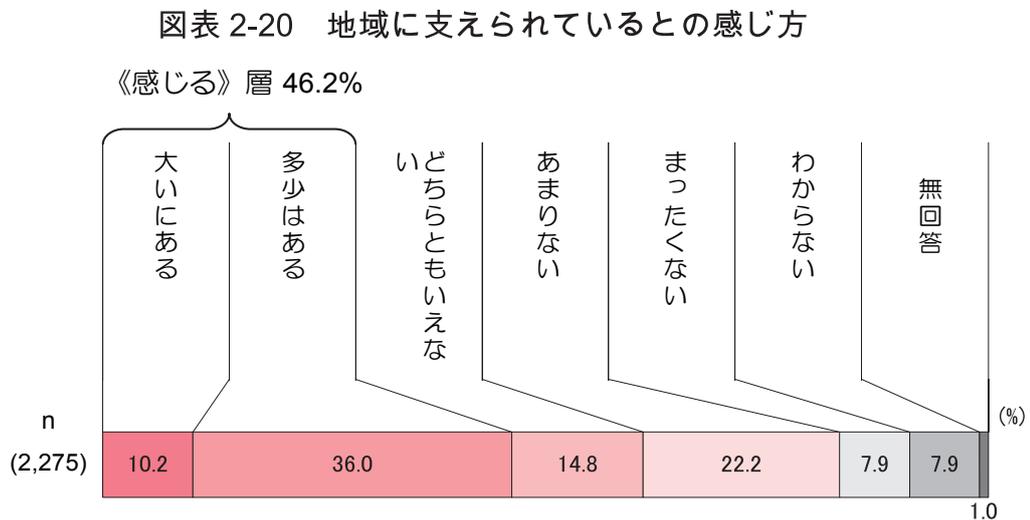
年代別・クロス集計 (件、%)

	調査数	感じる	やや感じる	い ない どちらともい え	あまり感じない	感じない	わからない	無回答	《感じる》層	
全体	2,275	3.1	9.2	13.3	33.7	35.6	4.5	0.7	12.3	
年代別	15～19歳	80	3.8	3.8	11.3	26.3	42.5	12.5	-	7.6
	20～29歳	193	2.6	8.8	19.2	25.4	35.8	8.3	-	11.4
	30～39歳	315	4.8	13.7	13.7	33.3	27.9	6.3	0.3	18.5
	40～49歳	433	3.2	8.3	17.3	36.5	29.8	4.4	0.5	11.5
	50～59歳	360	3.6	7.2	13.6	36.1	35.6	3.3	0.6	10.8
	60～64歳	212	4.2	9.9	10.4	34.4	36.3	4.2	0.5	14.1
	65～69歳	248	0.4	8.9	7.7	36.3	44.0	2.4	0.4	9.3
	70～74歳	237	1.3	10.1	11.0	31.6	41.8	2.5	1.7	11.4
75歳以上	172	2.9	7.0	11.0	32.6	41.3	2.9	2.3	9.9	

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満を除く)

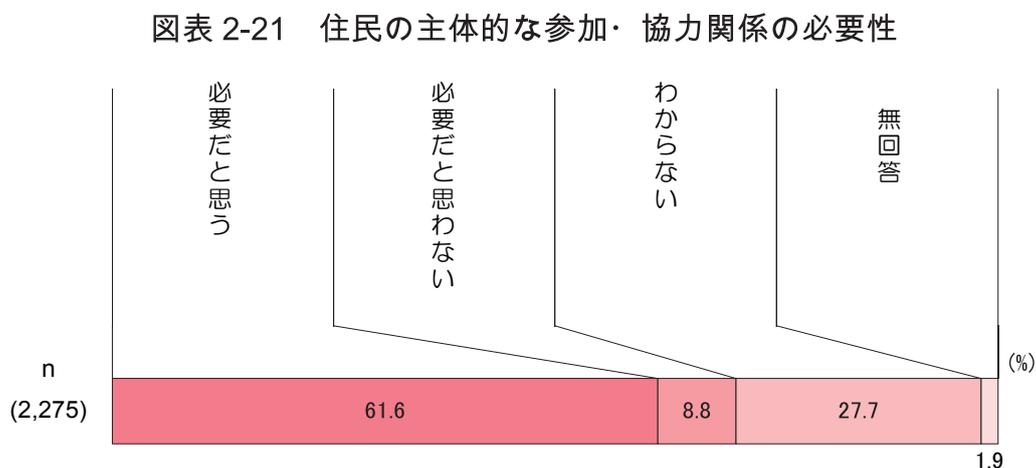
7 地域に支えられているとの感じ方

地域で支えられているとの感じ方については、「大いにある」が 10.2%、「多少はある」が 36.0%となっており、両者を合わせると《感じる》層は、4 割台半ばを占めています。



8 住民の主体的な参加・協力関係の必要性

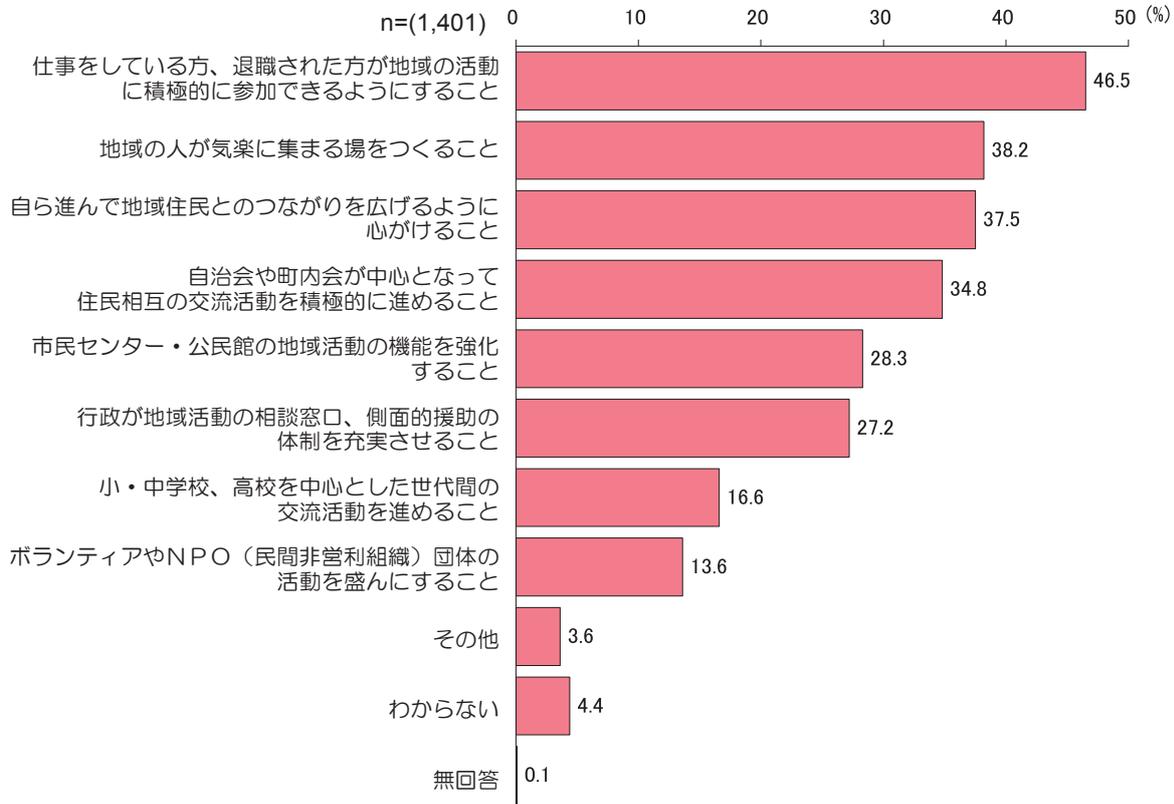
住民の主体的な参加・協力関係の必要性は、「必要だと思う」が 61.6%となっています。



9 地域活動への参加・協力関係を築くために必要と考える取り組み

地域活動への参加・協力関係を築くために必要と考える取り組みは、「仕事をしている方、退職された方が地域の活動に積極的に参加できるようにすること」が46.5%と最も高くなっています。

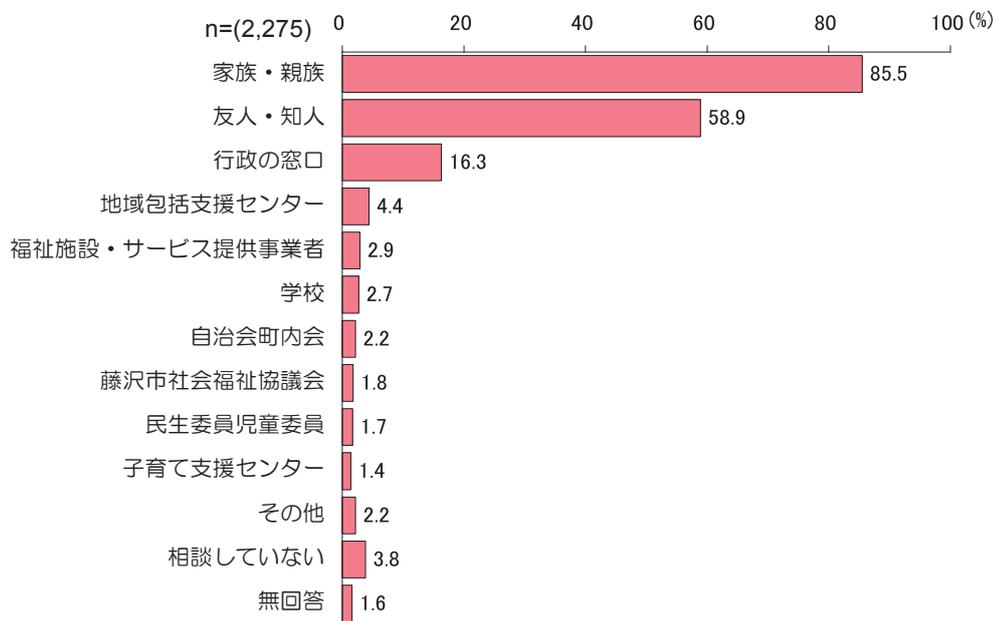
図表 2-22 地域活動への参加・協力関係を築くために必要と考える取り組み（複数回答）



10 困ったときの身近な相談先

困ったときの身近な相談先は、「家族・親族」が85.5%と最も高く、次いで「友人・知人」が58.9%、「行政の窓口」が16.3%と続いています。

図表 2-23 困ったときの身近な相談先（複数回答）

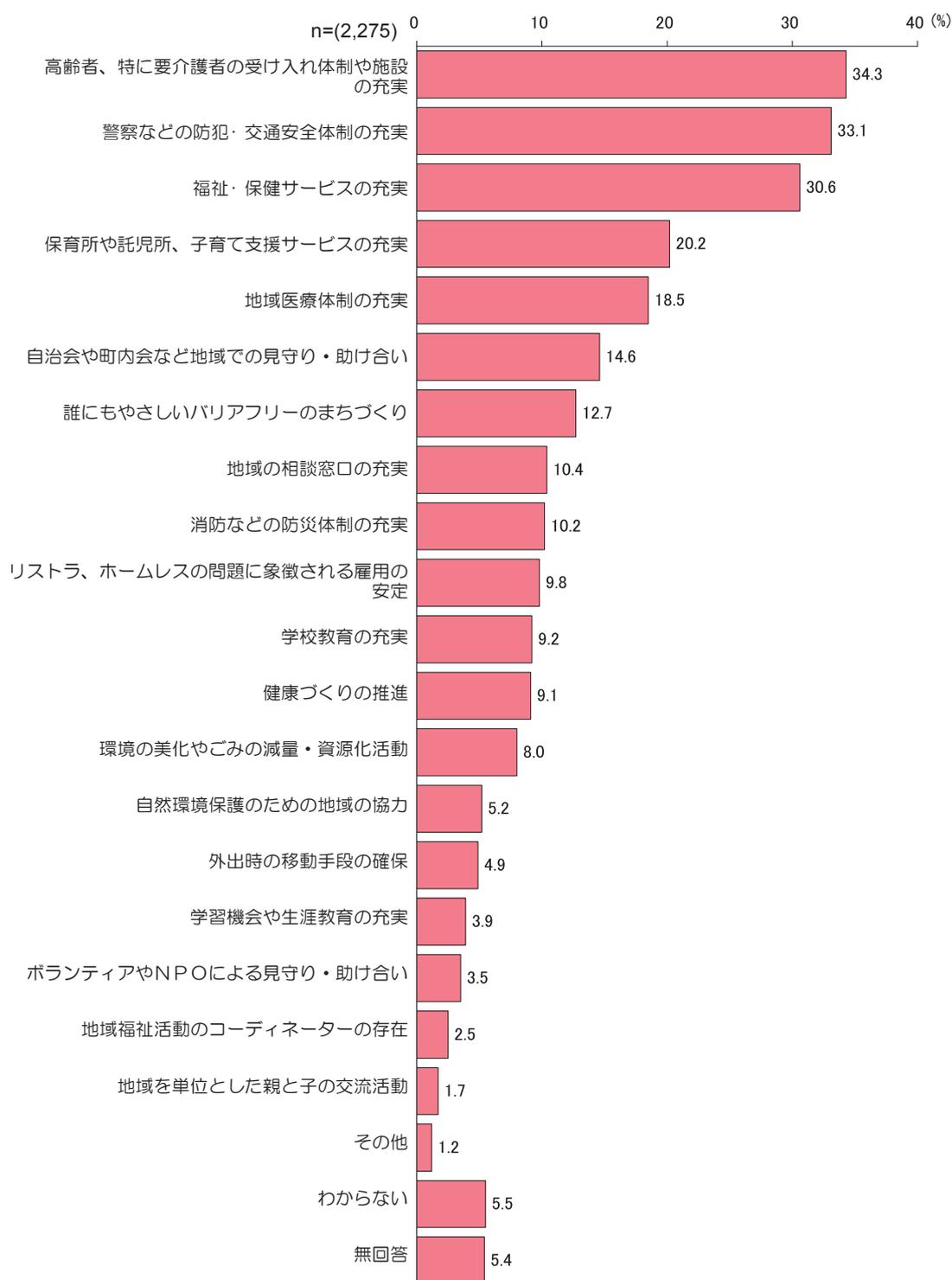


11 地域で安心して暮らすために大切なこと

地域で安心して暮らすために大切なことは、「高齢者、特に要介護者の受け入れ体制や施設の充実」が34.3%、「警察などの防犯・交通安全体制の充実」が33.1%、「福祉・保健サービスの充実」が30.6%と、上位3項目が3割台となっています。

年代別でみると、10歳代後半と40歳代は「警察などの防犯・交通安全体制の充実」、20歳代・30歳代は「保育所や託児所、子育て支援サービスの充実」、50歳代以上は「高齢者、特に要介護者の受け入れ体制や施設の充実」がそれぞれ最も高くなっています。

図表 2-24 地域で安心して暮らすために大切なこと（複数回答）



年代別・クロス集計（上位10項目）（件、％）

	調査数	高齢者、特に要介護者の受け入れ体制や施設の充実	警察などの防犯・交通安全体制の充実	福祉・保健サービスの充実	保育所や託児所、子育て支援サービスの充実	地域医療体制の充実	自治会や町内会など地域での見守り・助け合い	誰にもやさしいバリアフリーのまちづくり	地域の相談窓口の充実	消防などの防災体制の充実	リストラ、ホームレスの問題に象徴される雇用の安定	
全体	2,275	34.3	33.1	30.6	20.2	18.5	14.6	12.7	10.4	10.2	9.8	
年代別	15～19歳	80	17.5	42.5	15.0	13.8	15.0	7.5	17.5	2.5	12.5	18.8
	20～29歳	193	17.1	34.7	26.4	37.8	15.5	6.7	9.8	8.8	9.3	19.2
	30～39歳	315	21.0	38.1	30.5	47.9	16.2	11.1	12.1	7.3	7.0	11.7
	40～49歳	433	30.0	44.1	31.6	19.6	20.8	15.9	11.5	10.9	13.6	9.0
	50～59歳	360	37.8	29.4	36.1	12.8	18.9	14.7	13.1	11.7	13.1	6.9
	60～64歳	212	43.9	31.1	27.4	13.2	22.2	13.2	15.6	13.2	9.9	7.5
	65～69歳	248	47.2	26.6	30.6	10.5	15.7	19.0	10.9	10.5	7.7	9.3
	70～74歳	237	43.9	24.5	30.4	10.1	17.7	20.7	14.3	12.7	10.1	6.3
75歳以上	172	47.7	22.1	33.1	5.8	22.7	16.3	13.4	8.7	5.8	8.1	

※網掛けは横方向（→）にみて、構成比の最も高い数値（ただし調査数30未満を除く）



(2) 団体ヒアリング調査結果から見受けられる組織・団体の活動課題

ヒアリング調査結果から、地域の組織・団体の抱えている活動課題として、次のような意見があげられました。

1 組織・団体の継続性の確保

- ・活動のPR不足
- ・団体スタッフの不足と高齢化、1人何役もこなす状況であること
- ・事務所や会議場所の確保
- ・活動の推進役となる人材の次世代育成

2 安心して活動できる環境づくり

- ・ボランティア活動を支えるしくみづくり
- ・ボランティアの考え方の整理（有償、無償の問題も含めて）
- ・自治会、子ども会の参加割合が減少していること
- ・ボランティアの育成

3 ニーズに合わせた柔軟な事業展開

- ・事業活動の硬直化、マンネリ化、事業の継続性に向けた財源の確保
- ・新たな事業展開

4 課題に応じた様々な連携

- ・地域の組織、団体との連携が不足していること
- ・専門機関との連携
- ・相談窓口との連携（分野ごとの縦割り情報に対し、相談窓口を介していかに横の連携をとれるか）
- ・情報発信や情報の共有（災害時の安否確認を含め、避難行動要支援者の情報の把握と活用をどうするか、活動情報や拠点、市政情報の発信）

5 行政との関わり

- ・行政側の担当部署の違いによる組織、団体活動への認識や支援体制のばらつきがあること
- ・個人情報保護の観点から支援を必要とする人の情報収集に制約があること

第3章

地域福祉を推進するための 取り組みの総括

1 前計画における施策の実施状況（評価）

前計画では、過去の施策の実施状況や課題を踏まえて、次の7つの施策を中心に具体的な取り組みを進めてきました。施策ごとの具体的な取り組みと取り組みにおける課題は次のとおりです。

(1) 地域福祉の普及・啓発

地域福祉を進めていくためには、多くの人々が地域にかかわり、共に支えあえる地域づくりが大切です。そのためには、市民一人ひとりが地域に愛着をもち、参加意識を高めること、地域における人材を育成すること、多くの個人・団体が連携することが必要となります。市民、自治会・町内会、地域団体、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会などと協力してその推進に取り組むとともに、そうした取り組みが円滑に進むよう支援を検討、実施しました。

1 具体的な取り組み

- 広報、市ホームページに加え、市民センター・公民館等の施設での情報提供により、情報が必要な方に届くよう周知方法の強化を図りました。
- 計画書を関係機関や相談窓口に配架するとともに、市ホームページに掲載して広く市民への周知を図りました。
- 地域で高齢者等を見守る人材を養成するため、認知症サポーター養成講座を開催しました。

図表 3-1 認知症サポーター養成講座年度別受講者数

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1,126 人	1,928 人	2,793 人	788 人	2,608 人

2 取り組みにおける課題（市民アンケートにおける回答から）

- 広報、市ホームページの内容の充実を図るべき。
- インターネットを見る環境の無い人を想定すべき。

(2) ボランティア活動への支援

市民のボランティア活動への参加やボランティア活動をコーディネートする人材育成等を進めるため、ボランティア養成講座及びボランティアコーディネーター養成講座を実施するとともに、平成 22 年度からは、元気な高齢者のボランティア活動への参加を促す「いきいきパートナー事業」を開始しました。

また、地域におけるボランティア活動を推進するため、地区ボランティアセンターの設置・運営支援を進めました。

さらに、団体が行うボランティア活動への支援の充実を図るとともに、関係団体との連携に取り組みました。

1 具体的な取り組み

○地域におけるボランティア活動の活性化につなげるため、市社会福祉協議会がボランティアやボランティアコーディネーターの養成講座を実施しました。

図表 3-2 ボランティア・ボランティアコーディネーター養成講座年度別受講者数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ボランティア養成講座	28 人	43 人	20 人	16 人	20 人
ボランティアコーディネーター養成講座	38 人	24 人	16 人	14 人	※大雪のため講座中止

○2010 年度（平成 22 年度）から、いきいきパートナー事業（介護ボランティアポイント制度）を実施しました。

図表 3-3 いきいきパートナー登録者数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
パートナー登録者数	165 人	200 人	221 人	255 人
受入施設数	40 施設	40 施設	41 施設	46 施設

○地域におけるボランティア活動を推進するため、新たに 6 地区の地区ボランティアセンターの開設を進め、市全体で 10 地区に設置となりました。

図表 3-4 前計画期間中に開設した地区ボランティアセンター

平成22年 1 月	片瀬地区「ひだまり片瀬」開設
平成22年 5 月	村岡地区「ぬくもり」開設
平成22年10月	遠藤地区「シェークハンズ遠藤」開設
平成23年 8 月	辻堂地区「すこやか」開設
平成24年 9 月	明治地区「むすびて」開設
平成25年 6 月	六会地区「ボランティアセンターむつあい」開設

○愛の輪福祉基金事業を実施し、福祉活動を行う団体への助成を行いました。

図表 3-5 愛の輪福祉基金助成団体数・事業数

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
134 団体	136 団体	146 団体	155 団体	171 団体
170 事業	172 事業	182 事業	191 事業	210 事業

○社会福祉法人やNPO法人が実施する福祉有償運送等、一人では外出が困難な方へ制度利用の促進を図りました。

図表 3-6 福祉有償運送実施団体数

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
8 団体	10 団体	10 団体	11 団体	11 団体

○ボランティア活動支援の充実を図るため、ふじさわボランティアセンターと市民活動推進センター、地区ボランティアセンターとの連携及び情報交換を図りました。

○2014年（平成26年）5月に市、市社会福祉協議会及びNPO法人藤沢災害救援ボランティアネットワークの三者で、「藤沢市災害救援ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」を締結し、それぞれの役割を明確にするとともに、災害救援ボランティアセンター及び市内13地区に設置するサテライトセンターの開設に必要な資機材の準備を進めました。

2 取り組みにおける課題（市民アンケートにおける回答から）

- ボランティア活動支援の内容がわかりにくい。
- ボランティア活動をあまり見かけない、よくわからない。

(3) 相談・支援ネットワークの拡大

誰もがいつでも相談できるように、福祉保健総合相談室の機能強化と、高齢者・障がい者・子育て世帯それぞれの分野別相談機能の充実によって、様々な相談に対応できるよう、相談機能の拡充に取り組みました。

1 具体的取り組み

○福祉分野における相談機能の充実を図るため、2013年度（平成25年度）から福祉総務課に総合相談支援担当を設置し、福祉部各課に相談支援担当者を配置することによって、部内の連携体制を整備しました。

○市内13地区14か所にいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）を順次開設し、高齢者とその家族からの相談を受ける体制を整備しました。

図表 3-7 いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）相談延べ件数

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
40,725件	33,416件	31,270件	16,847件	17,559件

※平成24年度から相談件数の集計方法を変更しています。

○市内7か所に障がい者委託相談事業所を順次開設し、障がい者とその家族からの相談を受ける体制を整備しました。

図表 3-8 障がい者委託相談事業所相談延べ件数

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
6,670件	8,528件	10,798件	10,916件	13,154件

○市内3か所に子育て支援センターを順次開設し、子育て世帯からの相談を受ける体制を整備しました。

図表 3-9 子育て支援センター延べ利用者数

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
32,927人	37,047人	56,152人	57,359人	60,009人

2 取り組みにおける課題（市民アンケートにおける回答から）

- 土日でも対応できるようにしてほしい。
- 生活上で困っていることがあるが、どこに相談すればよいのかわからない。
- 様々な相談内容に対して、担当部署が縦割りだと思う。
- 広報周知が不足している。

(4) 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

認知症、知的障がい及び精神障がい等のために、日常生活を送る上で十分な判断ができない方が安心して生活できるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用支援の充実に努めました。

1 具体的取り組み

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発及び相談体制の充実を図りました。
- 市社会福祉協議会内に設置しているふじさわあんしんセンターに、2012年度（平成24年度）から成年後見に係る相談機能を加えるなどの組織改正を行い、相談業務の充実を図るとともに、2013年度（平成25年度）からは法人後見受任を開始しました。

図表 3-10 ふじさわあんしんセンター延べ相談受付件数実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般相談	—	—	—	250件	454件
専門相談	—	—	—	49件	80件
法人後見受任	—	—	—	—	5件
日常生活自立支援	255件	857件	1,132件	1,325件	1,697件

- 本人や親族による申立てが困難な場合に市が代わりに家庭裁判所に申立てを行い、また、後見人等への報酬助成を行いました。

図表 3-11 後見等開始の市長申立て件数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
障がい者	0件	0件	0件	1件	3件
高齢者	2件	3件	4件	4件	10件

2 取り組みにおける課題（市民アンケートにおける回答から）

- 自分自身で判断や連絡等ができない人を把握し、直接行って確認できるような組織づくりが必要である。
- 支援してくれるところや内容がわからない。
- 支援者が少ない。

(5) 災害時における避難体制確立に向けた取り組み

大規模災害発生時は、自分の身を守りつつ、助け合うことが求められます。誰もが安心して暮らせるよう、地域との連携を図りながら避難体制の整備、特に地域での避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進しました。

1 具体的取り組み

○2010年度（平成22年度）から、地域での幅広い避難支援体制づくりを呼びかけるため、市内13地区で自治会・町内会を対象とした説明会を順次開催し、避難行動要支援者への支援について説明しました。説明会の中では、先進地域における取り組み事例の紹介なども行いました。

図表 3-12 自治会・町内会への避難行動要支援者名簿提供状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
提供自治会数	231 団体	255 団体	274 団体	285 団体
提供割合	48.5%	53.8%	57.7%	59.7%

※提供割合は、当該年度の全自治会数に占める名簿提供自治会数の割合です。

○2013年度（平成25年度）に「ふじさわ防災ナビ～避難行動要支援者編～」を作成し、避難行動要支援者や避難支援等関係者へ配布しました。

○2013年度（平成25年度）に災害時の避難支援に関する動画を作成し、インターネット上で公開するとともに、DVDを作成して貸出を行いました。

○福祉避難所としての市民センター・公民館の役割を明確にするとともに、高齢者施設19か所、障がい者施設12か所との災害時における一般の避難施設での生活が困難な方の緊急受け入れに関する協定を締結しました。

2 取り組みにおける課題（市民アンケートにおける回答から）

- どのような災害時にどこに避難したらいいかわからない。
- 具体的にどのようなことをしているのかわからない。
- 防災訓練における市民の関心や意識が低く感じられた。
- 避難場所等の情報は得ているが、身体障がい者についての対応がわからない。
- 避難行動要支援者自身が災害時にどう行動すべきかが周知されていない。

(6) 障がい者団体等の活動支援や地域福祉を担う人材を育成する拠点整備

障がい者団体等の活動に対する支援を行うとともに、地域福祉を担う人材育成を行うための拠点整備について検討しました。

1 具体的取り組み及び課題

○地域福祉を担う人材育成や障がい者団体等が交流できる拠点施設の開設に向けて検討を行いましたが、開設まで至りませんでした。今後、整備計画を見直し、公共施設再整備の中で検討を行います。

(7) 福祉人材の育成・確保に向けた取り組み

超高齢社会の進展や障害者総合支援法の施行などにより、専門性を持った福祉人材の重要性が高まる中で、地域における福祉人材の育成・確保を推進しました。

1 具体的取り組み

○地域のニーズに合った福祉人材の養成を目的として、ホームヘルパー養成研修※受講者に対し、受講料の助成を行いました。

※「訪問介護員養成研修(1級～3級)」及び「介護職員基礎研修」は平成25年4月より、「介護職員初任者研修」に一元化されました。

図表 3-13 ホームヘルパー養成研修受講料助成事業対象者

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
39人	57人	48人	35人	44人

○若年層の地域福祉に対する理解を深めるため、2013年度(平成25年度)にいきいきシニアセンター(老人福祉センター)やふれあいセンターで、中学生・高校生の職場体験学習や看護学生の実習受け入れを行いました。

○福祉人材の確保や一つの職場で長く働き続けられる環境を整備するため、特別養護老人ホーム人材育成定着事業を行いました。

図表 3-14 特別養護老人ホーム人材育成定着事業

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
資格取得者数	18人	23人	17人	32人	35人
延べ研修参加者数	1,377人	1,929人	1,273人	3,101人	3,002人

2 取り組みにおける課題(市民アンケートにおける回答から)

- 専門家ばかりでなく、同じ立場で相談相手となるピアヘルパーなどが充足していない。
- 医療人材の確保と増員が急務である。
- どこの施設も人が足りないと思う。
- 制度を知らない人への説明が不親切である。もう少し教育してほしい。
- 能力のある方を十分に活かせていないように思われる。

(8) その他の課題

前計画の策定にあたり、進行管理方法を明確にしていなかったため、計画の進捗状況の確認が困難だったことが課題として挙げられます。

2 新たに取り組むべき課題

社会情勢や、市民アンケート調査・関係団体ヒアリング調査の結果等を踏まえ、新たに取り組むべき課題として、次のとおり整理します。

(1) 地域課題の早期発見・早期対応と包括的ケアの体制づくり

- 相談窓口を通じて明らかになる課題に対し、その解決に向けたしくみづくりが必要です。例えば、その地域で活動する組織・団体の情報を提供するなど、相談から支援へつなげるとともに、その後の支援を継続的に地域で見守る体制が求められています。
- 誰もが身近な地域で安心して暮らし続けられる環境づくりが求められており、それを実践するためには、支援者相互の連携も含めた切れ目のない支援が必要です。
- 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の分野ごとに、相談拠点、専門機関、地域組織・団体等のネットワークづくりが進められています。しかし、市民生活の視点では、複合化・複雑化する課題が増えており、その解決に向け、専門職等で組織するようなチーム力が求められています。

(2) 活動の場づくり・交流機会づくり

- 地域ごとに様々な活動が展開されています。それぞれの地域活動者の育成・学習機会等のネットワークづくりが求められており、それらの活動情報を地域活動者で共有しあうきっかけづくりが必要です。
- 地域でのボランティア活動を希望する人を実際の活動につなげるコーディネーター（仲介役）が必要です。そのために気軽に相談できる場や様々な活動機会を体験できるようなきっかけづくりの充実が求められています。

(3) 社会的孤立や制度のはざまへの対応

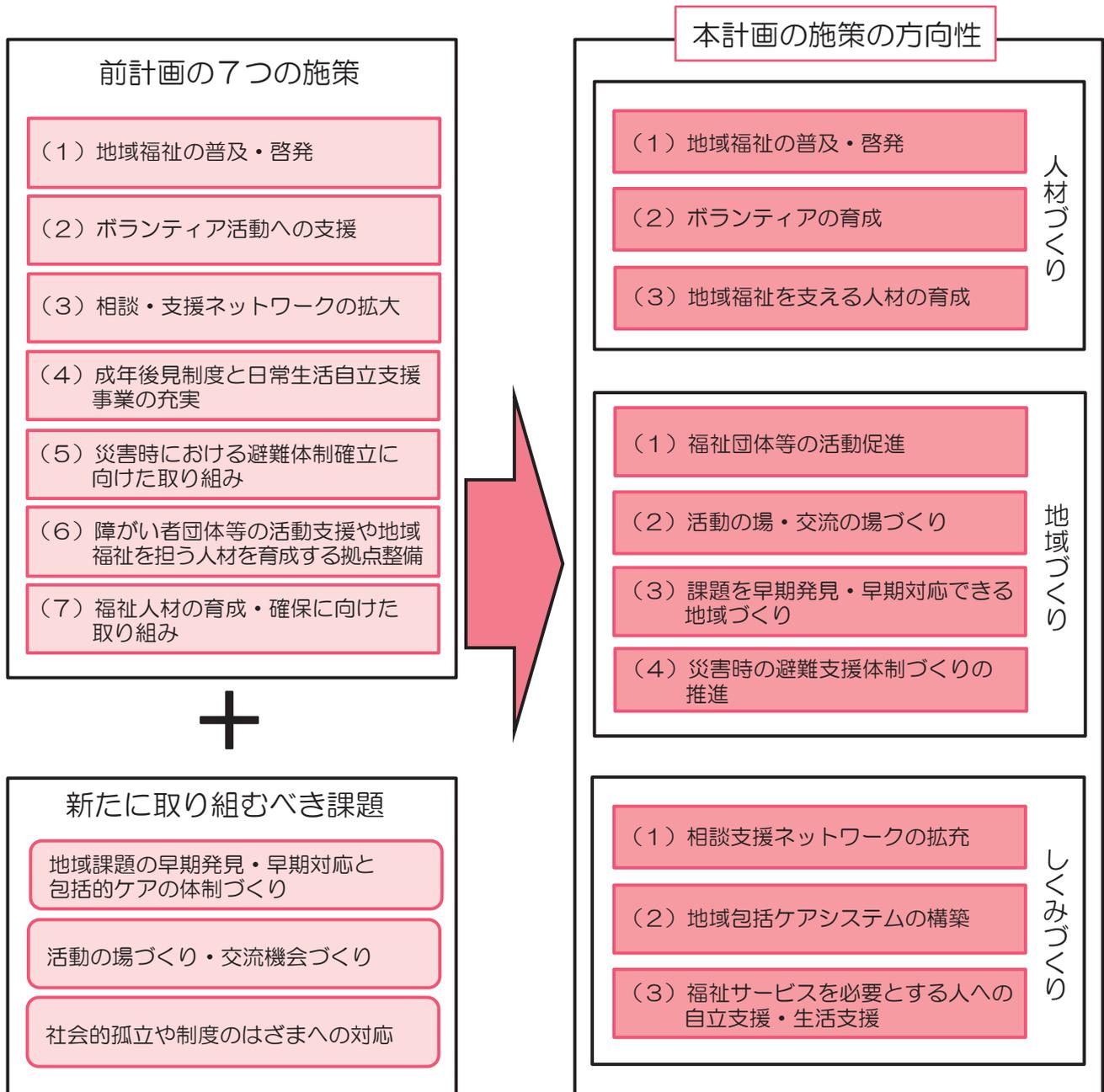
- 既存の福祉施策などによる対応だけでは解決の難しい福祉課題や生活課題が増えています。社会的孤立や経済的困窮、制度のはざまなどにより、相談窓口や必要なサービス・支援につながらない方への対応が求められています。
- 生活困窮者自立支援法の成立により、生活困窮者の自立支援に向けて、地域での気づきや相談窓口や適切なサービスにつながるしくみづくり等が必要です。

3

本計画の施策の方向性の整理

前計画の7つの施策や新たに取り組むべき課題を基に、本計画における施策の方向性を次のとおり整理します。

図表 3-15 本計画の施策の方向性の整理



第4章

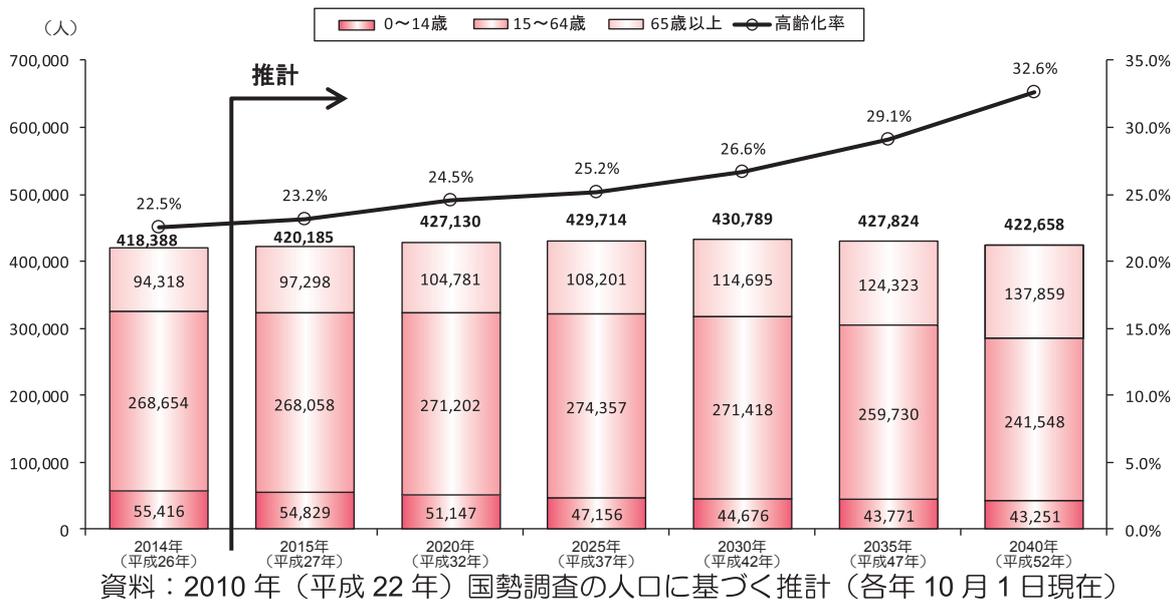
計画の基本構想

1 藤沢市における将来予測

国勢調査の人口に基づく推計によれば、今後、藤沢市の総人口は2030年（平成42年）に430,789人でピークを迎え、その後は減少に転じる傾向となっています。

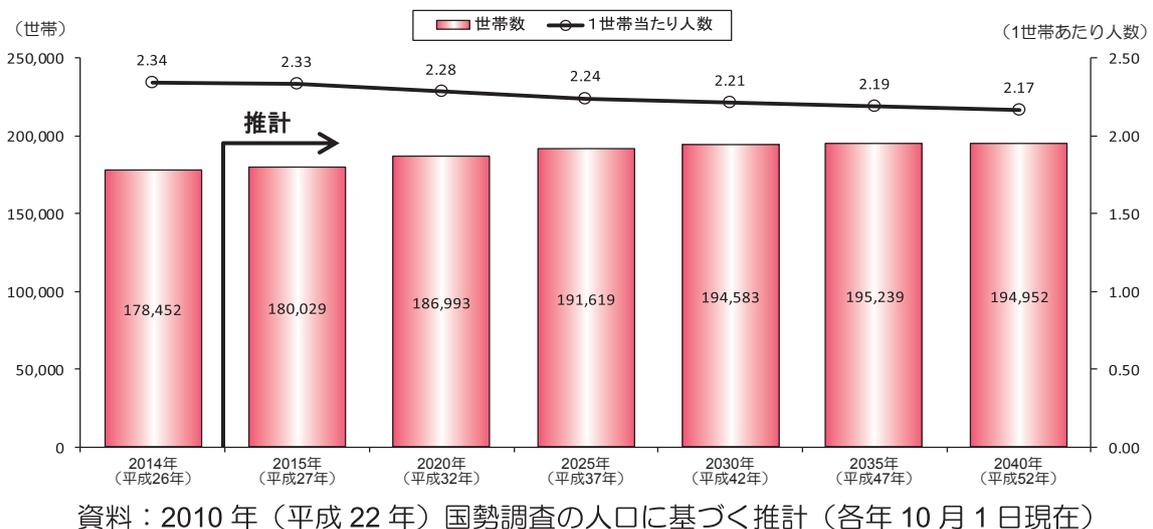
図表4-1の年齢3区分別の将来人口の見通しでは、高齢者人口が今後とも増加傾向にあり、少子高齢社会のさらなる進展が見込まれます。また、中長期的な視点で見ると、2025年（平成37年）に高齢化率25.2%、約4人に1人の割合、2040年（平成52年）に高齢化率32.6%、約3人に1人の割合になるという傾向にあります。

図表4-1 年齢3区分別の将来人口の見通し



図表4-2の将来の世帯数の見通しでは、世帯数は増加傾向にあります。一方、1世帯当たり人員は減少傾向となっています。

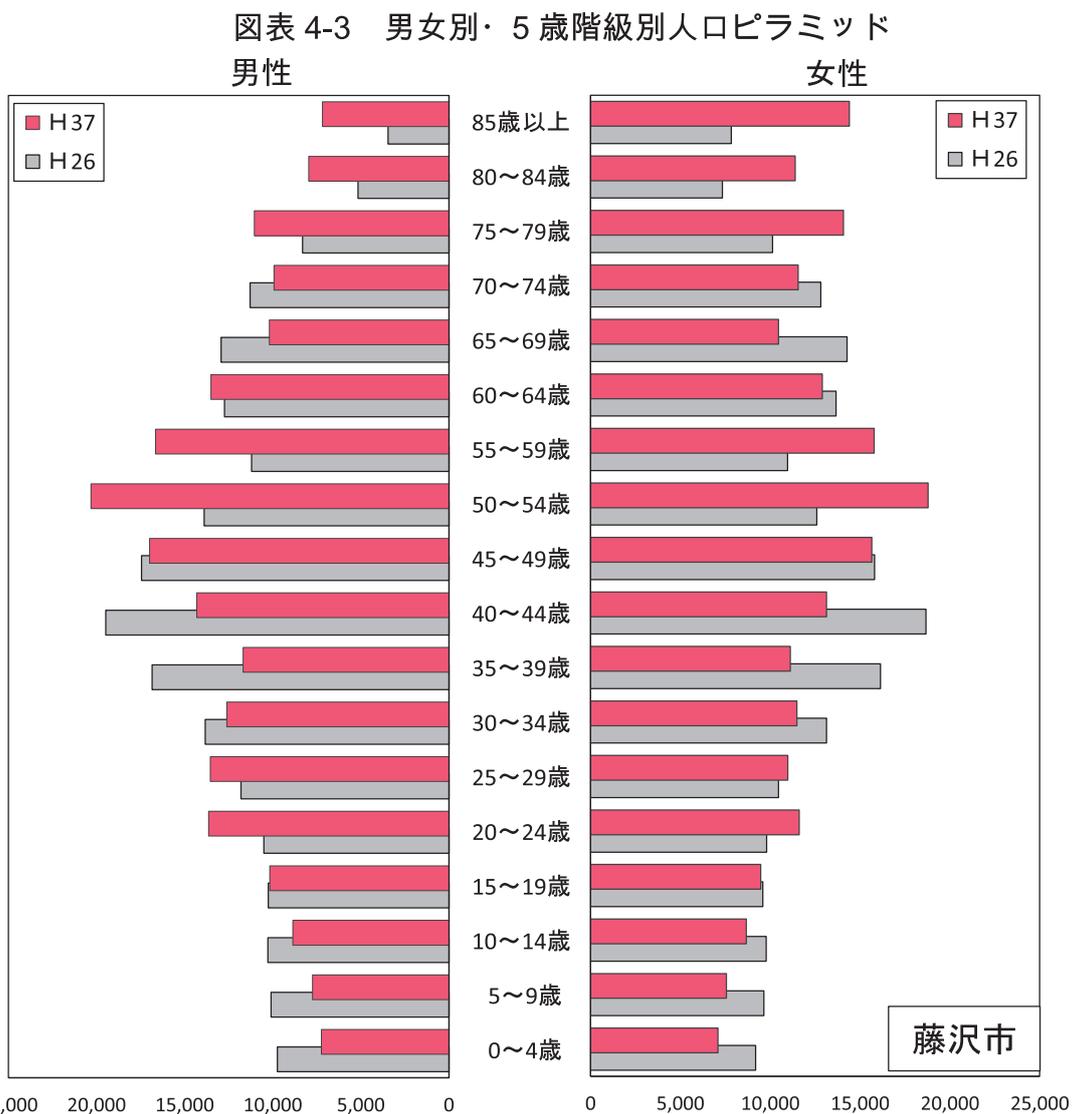
図表4-2 将来の世帯数の見通し



図表 4-3 の男女別・5 歳階級別人口ピラミッドでは、本市における 2014 年（平成 26 年）と 2025 年（平成 37 年）の男女別・5 歳階級別人口を表しています。

人口ピラミッドとは、中央に縦軸を引き、底辺を 0～4 歳、頂点を 85 歳以上として年齢を刻み、左右に男女別・5 歳階級別の人口数または割合を棒グラフで表した「年齢別人口構成図」のことです。日本をはじめとした先進国などでは、少子高齢化の影響により、「つぼ型」になる傾向にあります。

本市においては、2014 年（平成 26 年）には男女ともに最も多い世代である 40 歳～44 歳が、11 年後には 51 歳～55 歳になるなど、生産年齢人口（15 歳～64 歳）の中でも年齢構成が大きく変動し、2025 年（平成 37 年）には、上部が膨らんだつぼ型になります。



資料：2014 年（平成 26 年）は住民基本台帳に基づく人口（10 月 1 日現在）

2025 年（平成 37 年）は、2010 年（平成 22 年）国勢調査の人口に基づく推計値（10 月 1 日現在）

2

藤沢市における地域福祉推進ビジョン

本市における地域福祉を取り巻く状況、これまでの地域福祉の推進に関する取り組み及び継続して取り組むべき課題を踏まえ、本計画にでは新たに、今後めざすべき将来像として、藤沢市地域福祉推進ビジョンを定めます。

《藤沢市地域福祉推進ビジョン ～めざすべき将来像～》

一人ひとりが主役

共に支えあい

安心して暮らせるまち ふじさわ

一人ひとりが
主役

市民、市民団体、事業者、市などが福祉に関する意識を高め、それぞれの役割を果たすことをめざします。

共に支えあい

市民、市民団体、事業者、市などが有機的に連携し、「お互いを見守り、支えあう地域」をめざします。

安心して
暮らせるまち

高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、経済的困窮者など福祉的支援を必要とする方をはじめ、全ての市民が安心して暮らせる社会づくりをめざします。



3

基本目標

地域福祉推進ビジョンの実現に向けて、本計画の最終年度である2020年度（平成32年度）に達成すべき目標を基本目標として掲げ、基本目標の達成に向けて各施策を実施していきます。本計画における基本目標は次のとおりです。

【基本目標 1】 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

【基本目標 2】 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり

【基本目標 3】 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

基本目標 1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

市民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持つように普及・啓発を進めるとともに、地域福祉に関する活動に主体的に参加するような人材づくりを進めます。

【市民】地域福祉への関心、主体的な活動への参加 等

【地域】住民への活動周知・参加呼びかけ 等

【行政】住民への情報提供、活動機会・学習機会の提供 等

基本目標 2 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり

同じ地域に住む住民どうしが顔の見える関係をつくり、見守りや支えあい、困ったときに助け合うことができるよう、様々な組織的な活動に参加し、支えあいの地域づくりを進めます。

【市民】日頃からのご近所づきあい 等

【地域】多様なサービス主体、地域活動の推進 等

【行政】地域課題の把握、コーディネート、支援体制づくり、人材育成 等

基本目標 3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、経済的困窮者など福祉的支援を必要とする方をはじめ、誰もが安心して暮らせるよう、必要な福祉サービスを選択でき、適切に利用できるようなしくみづくりを推進します。

【市民】福祉サービスの選択・利用 等

【地域】団体どうしの連携 等

【行政】地域包括ケアシステムの構築、多様な主体との連携、サービスの確保と質の向上 等

4 地域福祉を担う各主体の役割

地域福祉を推進するためには、市民、市民団体・地域団体、民生委員・児童委員、事業者、市社会福祉協議会、市などがそれぞれの役割を果たしながら、マルチパートナーシップによって課題解決に取り組む必要があります。各主体が担うべき、あるいは担うことが期待される主な役割は次のとおりです。

(1) 市民の役割

各種研修や講座、地域での集まり、ボランティア活動などへ積極的に参加することにより、地域で抱えている問題を自らの問題として受け止め、見守りや簡単なお手伝いなど、すぐにでも取り組めることから、地域福祉の担い手として様々な活動を行います。

(2) 市民団体・地域団体の役割

ボランティア団体、NPO法人などの市民団体及び自治会・町内会、地区社会福祉協議会・老人クラブ等の地域団体は、各団体の特性を活かしながら、各々の活動を実践し、地域福祉を推進していくことが求められます。特に、住民に身近な団体としての特長を活かして地域の課題を把握し、相談・支援を行う専門機関につなぐなど、団体間の連携・協力により、課題解決に向けた取り組みを行います。

(3) 民生委員・児童委員の役割

高齢者、障がい者、子育て中の家庭、生活に困っている家庭など、支援を必要としている人から相談を受け、関係機関や福祉サービスにつなげる橋渡し役として活動します。また、災害発生時には要配慮者の避難支援や安否確認、住民の避難生活における相談や支援など地域を見守る様々な活動を行います。

(4) 事業者の役割

地域における重要な社会資源として、福祉サービスの情報提供や質の確保だけでなく、地域住民・地域団体からの相談にも応じます。また、民生委員・児童委員や市民活動団体、自治会・町内会など他の主体との連携を図るとともに、地域の一員として、地域行事への参加や施設の開放などを通じ、地域と積極的に関わる中で、事業者の有する専門的な知識や技術が地域に還元されます。

(5) 市社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進する中心として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担います。市民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成、地区社会福祉協議会等への支援、各団体や事業者などのネットワーク化、福祉教育の推進など、様々な取り組みを行います。

(6) 市（行政）の役割

市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。また、市民や関係団体、民生委員・児童委員、事業所、市社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進めるとともに、地域では解決できない福祉課題に対し、必要に応じた福祉サービスを提供します。

また、本庁と13地区の拠点である市民センター・公民館が連携して、地域の特性を活かした事業展開を進めます。

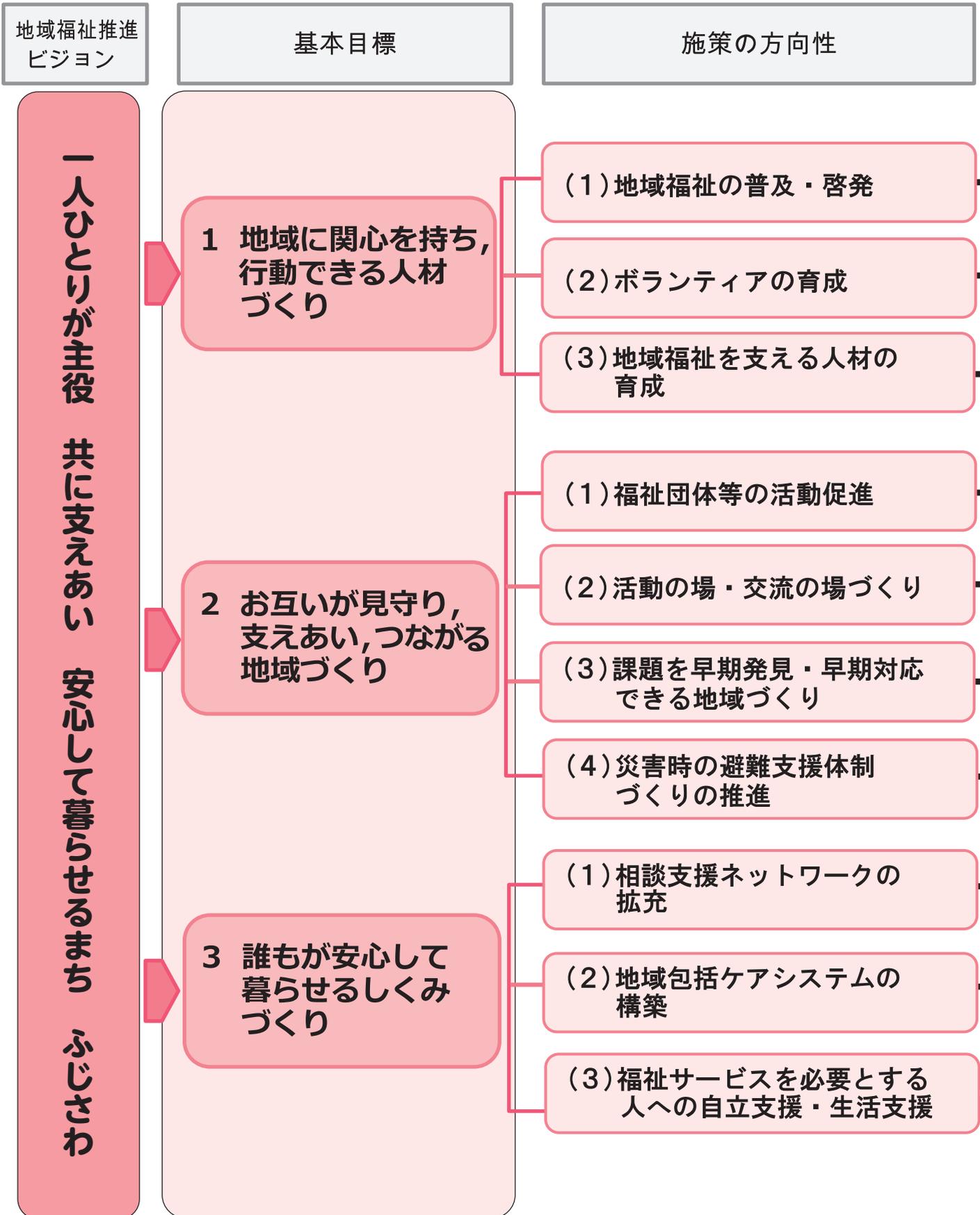


第5章

計画の基本的な方向

1

計画の体系図



施策の展開

- ①福祉に関する普及・啓発の推進
- ②福祉学習・体験機会づくりの推進

- ①ボランティア養成・活動支援の充実
- ②高齢者、障がい者等の社会参加の推進

- ①民生委員・児童委員の活動環境の整備
- ②地域福祉を推進するためのコーディネーターとなりうる人材の育成・確保
- ③専門性の高い福祉人材の育成・確保の支援

- ①福祉団体等の人材育成・確保及び広報等に対する支援の充実
- ②地域福祉推進のための活動を展開する団体への財政的支援

- ①障がい者団体等の活動支援や人材育成を行う拠点の整備
- ②地域におけるボランティア活動を推進する場の整備支援
- ③「支えあいの地域づくり」を推進する場の整備支援

- ①地域における支えあい・見守り体制の構築
- ②認知症施策に関する普及啓発及び支援体制の充実・強化

- ①避難行動要支援者支援体制の強化と地域における普及啓発の推進
- ②災害時における救援ボランティア受け入れ体制の整備

- ①基幹となる相談機能の充実
- ②地域における相談支援ネットワークの整備

- ①地域包括ケアシステムを推進するための体制整備
- ②多様な職種や機関との連携・協力による総合的なサービス提供の推進
- ③地域で元気に暮らすための生活支援の推進

- ①権利擁護のための支援の充実
- ②生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進
- ③福祉相談と就労支援の一体的支援の推進
- ④公共交通機関の利用が困難な方の移動支援の推進

2

施策の方向性及び施策の展開

基本目標 1 「地域に関心を持ち、行動できる人材づくり」をめざして

(1) 地域福祉の普及・啓発

【施策の方向性】

地域福祉を支えるのは市民一人ひとりの気持ちと行動です。地域福祉推進ビジョンに「一人ひとりが主役」とあるとおり、ある場面では支える側になり、ある場面では支えられる側になるという、双方の側面を持っています。誰もが地域の一員であるという認識が広がるよう、市民へ働きかけていきます。

【現状と課題】

○市民アンケート調査結果によると、保健福祉の情報が入手しやすくなったとの回答が 26.7%にとどまり、情報の提供方法について検討する必要があります。なお、保健福祉の情報の入手方法は、市や県の広報紙が全体の約 7 割と最も高いですが、20 歳代から 50 歳代では、4 割超がインターネットから情報を入手しています。

○市民アンケート調査結果によると、地域福祉推進のために市で行っている取り組みの充足度に関して、「わからない」との回答が 50%超となり、市の事業・取り組みの認知度が低いことが読み取れます。

○市民アンケート調査結果によると、学校などで行われている福祉教育や福祉体験については、「役に立っている」「少し役に立っている」との回答が 31.0%となっています。

【施策の展開】

①福祉に関する普及・啓発の推進

地域福祉に関連した各種行事やイベントを通じて普及・啓発を行い、市民の福祉への意識向上を図ります。

また、広報やインターネットなど既存の媒体を通じて情報を発信するとともに、地域における集まりの場等を利用して広く情報を発信していきます。

②福祉学習・体験機会づくりの推進

地域福祉を推進する上で、将来の担い手として期待される若年層の福祉への関心を高めるために、地域福祉に関する学習の場や福祉施設等での体験学習の機会づくりを進めていきます。

(2) ボランティアの育成

【施策の方向性】

福祉課題が多様化し、生活支援を必要とする人が増加する中、地域での多様な担い手が求められています。社会参加や交流活動を通じて社会貢献に対する意欲や生きがいを感じられるよう、ボランティア活動や地域活動の担い手を育成し、活動への参加を促進していきます。

【現状と課題】

○市民アンケート調査結果によると、ボランティア活動に参加したことがあるとの回答が19%で、その中でも65歳以上の参加経験者は26.3%となっています。

65歳以上の高齢者を対象にボランティア活動への参加を促すために実施している「いきいきパートナー事業」において、登録者は毎年増加しているなど、高齢者のボランティア活動への参加は今後も増加することが読み取れます。

○同じく市民アンケート調査結果によると、30歳代から40歳代のボランティア活動への参加経験は12.7%ですが、今後参加してみたいとの回答は48.7%と高いです。

○同じく市民アンケート調査結果によると、ボランティア活動に参加する際の動機として、「地域や社会をよくしたい」、「困っている人を助けてあげたい」、「視野を広げたい」という回答が上位を占めています。

【施策の展開】

①ボランティア養成・活動支援の充実

市民アンケート調査結果からボランティア活動に参加したいと思う潜在的ニーズは高い現状があります。高齢者、障がい者、子育て世帯、経済的困窮者など福祉的支援を必要とする方の状況等を正しく理解し、社会や地域に貢献する意識を高める研修・講座等を実施し、福祉課題を解決する地域福祉の担い手としてボランティアの養成を進めていきます。

また、ふじさわボランティアセンター、地区ボランティアセンター、市民活動推進センターなど支援機関相互の連携を進め、ボランティアに関する情報提供、講座の実施など、人材育成から活動の活性化につながるような支援を進めていきます。

②高齢者、障がい者等の社会参加の推進

高齢者の社会参加・社会貢献に対する意欲を尊重してボランティア活動への積極的参加を促すため、きっかけづくりや市民団体・地域団体への参加促進などの取り組みを進めていきます。

また、障がいのある人が進んで社会活動ができるように、必要な支援体制の充実を図っていきます。

(3) 地域福祉を支える人材の育成

【施策の方向性】

福祉的支援を必要とする方が増えている状況において、専門性を持った福祉人材の重要性は高まっています。地域での恒常的な担い手不足を解消するため、地域福祉を支える人材の育成・確保を推進していきます。

【現状と課題】

○団体ヒアリング調査結果によると、「民生委員・児童委員のなり手が不足している。現状に即して育成方法の検討が必要である」との回答がありました。

○団体ヒアリング調査結果によると、事業者から、「介護職など福祉人材の確保に苦労している」との回答がありました。

【施策の展開】

①民生委員・児童委員の活動環境の整備

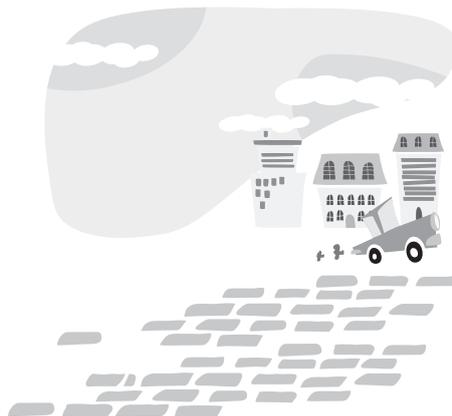
地域福祉を支える身近な存在として、民生委員・児童委員の活動は大変重要です。生活支援を必要とする方が増加する中、民生委員・児童委員がやりがいを持ち、地域福祉の中核として、その力を十分に発揮できるよう、活動環境の整備を進めます。

②地域福祉を推進するためのコーディネーターとなりうる人材の育成・確保

地域において課題やニーズを発見し、地域資源（人・場所・情報など）をつないでいく、地域生活を支える人材の役割が重要になります。生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーなど、地域福祉のコーディネーターとなりうる人材について、市域全体で活動する専門性の高い人材と、地域に根差して活動する地域人材の両方の側面から適切な配置を検討していきます。

③専門性の高い福祉人材の育成・確保の支援

高齢者や障がい者等福祉的な支援を必要とする人が増加する状況において、サービスを提供する側の人材不足が懸念されます。市社会福祉協議会・市内事業者等との連携のもと、専門性の高い福祉人材を育成するため、知識・技術等を習得することへの支援や、事業者等の人材確保に向けた支援を進めていきます。



基本目標2 「お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり」をめざして

(1) 福祉団体等の活動促進

【施策の方向性】

市民が主体的に活動する団体は、地域で大きな役割を担っており、地域福祉に係る課題が多様化・複雑化する中で、その役割はさらに重要なものとなります。その自発的な活動を継続・発展していけるよう、支援していきます。

【現状と課題】

○2014年（平成26年）3月末時点で、ふじさわボランティアセンターに登録する団体数は98団体、藤沢市市民活動推進センターに登録し、福祉・保健・医療の分野で活動する団体は113団体、市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人（NPO法人）のうち、福祉・保健・医療の分野で活動する法人は100法人と、多くの団体が活動しています。

○団体ヒアリング調査結果によると、「活動の担い手不足・高齢化」、「団体活動に関する広報・PR不足」、「持続的な活動を行うための財源不足」「活動や打ち合わせ場所の確保」などが課題として挙げられています。

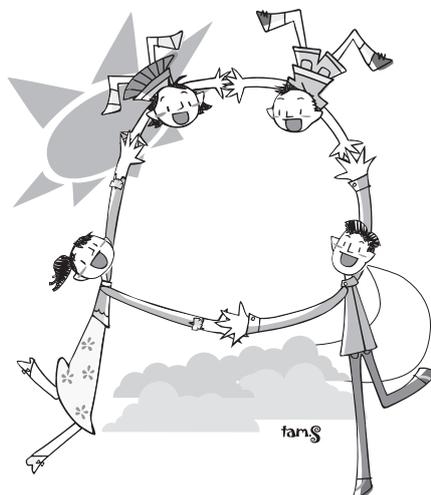
【施策の展開】

①福祉団体等の人材育成・確保及び広報等に対する支援の充実

ふじさわボランティアセンターや市民活動推進センターなどの支援機関が相互に連携することによって、団体活動に必要な情報提供や講座・研修等の効果的な実施につながり、福祉団体等が抱える「担い手不足」「広報・PR不足」といった課題解決に向けた支援の充実を図っていきます。

②地域福祉推進のための活動を展開する団体への財政的支援

地域福祉を推進するために活動している団体が積極的な活動展開を行えるよう、愛の輪福祉基金を活用した助成事業など、財政的支援を図っていきます。



(2) 活動の場・交流の場づくり

【施策の方向性】

地域におけるボランティア活動を推進し、地域住民が気軽に集まり、子どもから高齢者まで多世代が交流できるような場づくりを進めることで、地域における個人・団体のネットワーク形成を推進していきます。

【現状と課題】

○現在 10カ所に設置されている地区ボランティアセンターが生活支援事業やサロン事業などを実施し、地域の特色を活かしたボランティア活動を推進しています。

○市民アンケート調査結果によると、住民の主体的な参加・協力関係の必要性については「必要だと思う」との回答が 61.6%あり、そのために必要な取り組みについては、「仕事をしている方、退職された方が地域の活動に積極的に参加できるようにすること」との回答が 46.5%、「地域の人々が気楽に集まる場所をつくること」との回答が 38.2%、「自ら進んで地域住民とのつながりを広げるように心がけること」との回答が 37.5%と上位を占めました。

○市民アンケート調査結果によると、近所とのつきあい方について、「困り事や悩み事を相談する」「一緒にお茶を飲む」「留守をするときに声をかけあう」といった比較的深い付き合い方の回答が合計 13.9%、「たまに立ち話をする」「会えばあいさつをかわす」といった付き合い方の回答が合計 73.7%、「つきあいがほとんどない」の回答が 7.8%でした。

5年前に行った同様のアンケート調査結果と比較すると、「困り事や悩み事を相談する」が 9.7%から 5.1%へとおおよそ半減しており、地域におけるつながりが希薄化していると考えられます。

【施策の展開】

①障がい者団体等の活動支援や人材育成を行う拠点の整備

障がい者団体等が活動を行うために必要な支援やその活動の担い手となる人材を育成するための拠点の整備を進めていきます。

②地域におけるボランティア活動を推進する場の整備支援

地域においてボランティアが継続的に活動していけるよう、地区ボランティアセンターなど、地域におけるボランティア活動を推進する場の整備や運営支援を引き続き進めていきます。

③「支えあいの地域づくり」を推進する場の整備支援

住民どうしのつながりや絆を大切にしながら、人の和を広げ、互いの暮らしを協力して支えあう体制づくりを進め、地域における生きがいづくりや身近な相談ができ、多世代が交流できるよう、地域ささえあいセンター及び地域の縁側等、「支えあいの地域づくり」を推進する場の整備を支援していきます。

(3) 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり

【施策の方向性】

孤立死・孤独死、高齢者・障がい者・子どもに対する虐待・差別及び認知症高齢者の一人歩きなど地域で起こりうる様々な問題の予防策や早期発見・早期対応することで被害の拡大を防ぐなど、専門機関にかかる前に解決できる地域のしくみづくりを進めていきます。

【現状と課題】

○市民アンケート調査結果によると、地区の支えあいに必要な支援として、「日頃の見守り、安否確認の体制」との回答が最も高く 37.1%でした。

○孤立死・孤独死、高齢者・障がい者・子どもに対する虐待及び認知症高齢者の一人歩きなどが社会問題化していることから、福祉的支援を必要とする方やその家族への地域における支援が重要となります。

○多様化する地域での福祉的課題を早期発見・早期対応するには、地域で活動する団体等と専門機関・相談窓口との連携を強化する必要があります。

【施策の展開】

①地域における支えあい・見守り体制の構築

孤立死・孤独死、引きこもりなど、社会的な孤立が引き起こす様々な問題を発生させないための予防や、高齢者・障がい者・子どもに対する虐待、障がい者・経済的困窮者等に対する差別、ドメスティック・バイオレンス（DV）などの被害を拡大させないための早期発見・早期対応には、地域における支えあい・見守り体制が不可欠です。

民生委員・児童委員、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）、市社会福祉協議会、地域を巡回する事業者・団体などが連携して、地域における支えあい・見守り体制の構築を進めていきます。

②認知症施策に関する普及啓発及び支援体制の充実・強化

住み慣れた地域で尊厳をもって暮らせるよう、幅広い世代に対して認知症に関する正しい知識や情報の普及・啓発を実施し、地域での見守りを進めるとともに、早期に支援できるよう、支援体制の充実・強化に努めていきます。



(4) 災害時の避難支援体制づくりの推進

【施策の方向性】

災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるためには、地域の助け合いが必要です。地域における防災意識を高める取り組みや避難訓練を行うとともに、各地域における避難支援体制の強化を推進します。

また、非常時における災害救援ボランティアセンターの開設にあたっては、NPO法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク、市社会福祉協議会、市との三者協定を締結しており、三者の連携をさらに強化していきます。

【現状と課題】

○近年、全国各地で大規模災害が発生しており、高齢者や障がい者などの避難支援が大きな課題の一つとなっています。

○市民アンケート調査結果によると、地域住民の協力による自主的な防災活動がについて、「できている」もしくは「多少はできている」との回答が31.9%ありました。

○避難行動要支援者の避難支援に関するポイントをまとめた「ふじさわ防災ナビ～避難行動要支援者編～」を作成・配布するとともに、「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を策定し、市が作成した避難行動要支援者名簿を自主防災組織、民生委員・児童委員等に提供するしくみなど、地域における避難支援体制づくりを進めています。

○自主防災組織等による避難支援体制の構築については、地域によって進捗状況が異なり、取り組みが進んでいない地域へ行政からの支援が必要となります。

【施策の展開】

①避難行動要支援者支援体制の強化と地域における普及啓発の推進

災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるため、その支援体制の構築が進んでいない地域に対して、状況や課題に応じた支援や助言を行うとともに、民生委員・児童委員や行政機関などとの連携を強化して、地域の避難支援体制づくりを進めていきます。

また、避難行動要支援者及びその支援に対する理解を深めるため、地域団体関係者をはじめとした市民への普及啓発を推進していきます。

②災害時における救援ボランティア受け入れ体制の整備

災害時の救援ボランティア受け入れを迅速かつ円滑に行えるようにするため、災害救援ボランティアセンターの迅速な開設と関係機関との連携を強化し、市総合防災訓練や各地区総合防災訓練などで開設訓練を行います。また、担い手となる災害救援ボランティアコーディネーター及び災害救援ボランティアの養成を進めていきます。

基本目標3 「誰もが安心して暮らせるしくみづくり」をめざして

(1) 相談支援ネットワークの拡充

【施策の方向性】

多様化・複雑化する地域福祉の課題に対応するため、福祉保健総合相談室をはじめとした本庁における相談機能を充実させるとともに、市民センター・公民館、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）などの地域における福祉相談窓口との連携を強化していきます。

また、公的機関だけではなく事業者・市民団体等とのパートナーシップによって、いつでも、どこでも、誰でも相談できるしくみづくりを進めていきます。

【現状と課題】

○市民アンケート調査結果によると、困ったときの相談先について「家族・親族」との回答が85.5%と最も高く、次に「友人・知人」との回答が58.9%、続いて「行政の窓口」との回答が16.3%となっています。

○福祉保健総合相談室をはじめとした福祉部各課の相談窓口や、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）、障がい者委託相談事業所、子育て支援センター等の相談体制の整備を進めています。

○「福祉のまちづくり」に関する意見交換会の中で、「課題が発生した時の相談場所がわかりにくい」「もっと身近な場所に相談できるようにしてほしい」との意見があるなど、地域における相談支援体制の整備が課題となっています。

【施策の展開】

①基幹となる相談機能の充実

福祉保健総合相談室、地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」、2015年度（平成27年度）に設置を予定している基幹型地域包括支援センターなど、市域全体の福祉相談を受けるための基幹となる相談機能を充実させ、福祉的支援を必要とする人が相談しやすい環境の整備を図っていきます。

②地域における相談支援ネットワークの整備

地域住民が身近な場所で福祉相談ができるよう、市民センター・公民館に設置している地区福祉窓口の機能拡充を図るとともに、いきいきサポートセンター、障がい者委託相談事業所、子育て支援センターなどの分野別相談窓口との連携を強化していきます。

また、事業者、市民団体・地域団体などとのパートナーシップを進め、個々の相談ニーズに応じた支援が行えるネットワークの整備を進めていきます。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

【施策の方向性】

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えた中長期的視野に立って、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護・医療・予防・生活支援・住まいなど各種支援が切れ目なく提供されるよう、多様な職種や機関との連携・協力による共生型の「藤沢型地域包括ケアシステム」を構築していきます。

【現状と課題】

○人口に占める65歳以上の高齢者の割合が2014年（平成26年）10月時点で22.5%、2025年（平成37年）には25.2%と約4人に1人が65歳以上の高齢者になると予測されます。また、高齢化の進展に伴い、要介護・要支援認定者や認知症高齢者が増加することが見込まれます。

○障がい者手帳の交付数は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者のいずれも増加傾向にあります。

【施策の展開】

①地域包括ケアシステムを推進するための体制整備

市に地域包括ケアシステムを推進するための担当を設置するとともに、関係機関の代表などによる「（仮称）藤沢型地域包括ケアシステム推進会議」を設置し、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

②多様な職種や機関との連携・協力による総合的なサービス提供の推進

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、医療機関、介護事業者をはじめとした専門機関や、地域に根ざした市民団体・地域団体など、多様な職種や機関と連携・協力し、各種サービスやインフォーマルなサポートなどの統合的な提供を進めていきます。

③地域で元気に暮らすための生活支援の推進

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して元気に暮らし続けられるよう、地域の実情に合った社会資源を有効活用しながら、家族介護者の負担軽減を含め、日常生活を支援する体制づくりを進めていきます。



出典：平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書より

(3) 福祉サービスを必要とする人への自立支援・生活支援

【施策の方向性】

既存の社会保障制度や福祉施策による対応のみでは対応しきれない、制度のはざまにあるニーズが広がりつつあります。このような状況を認識し、福祉サービスを必要とする人が安心して自立した生活を送ることができるよう、きめ細やかな相談体制と伴走型の自立支援・生活支援の一体的運用による包括的な支援を推進していきます。

【現状と課題】

- 福祉保健総合相談室やふじさわあんしんセンター（市社会福祉協議会）において、成年後見相談や日常生活自立支援事業の利用支援の充実を図っています。
- 生活困窮者自立支援法の制定に基づき、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、自立に向けた包括的支援を行うため、地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」を開設しています。
- 生活保護を受ける被保護世帯数・被保護人員は毎年増加する一方で、潜在的な生活困窮者・世帯も増加していると想定されます。

【施策の展開】

①権利擁護のための支援の充実

認知症、知的障がい及び精神障がい等のために、日常生活を送る上で十分な判断ができない方が安心して暮らせるようにするために、成年後見制度や日常生活自立支援事業のさらなる充実を図っていきます。

②生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者、ひとり親家庭、ニート・引きこもりの若年者など、自立を促す必要がある人に対して、庁内関係部署の連携等による相談支援体制の充実を図るとともに、地域における関係機関等とのネットワークを強化することで、自立に向けた生活支援・就労支援等の包括的な支援を進めていきます。

③福祉相談と就労支援の一体的支援の推進

ハローワーク常設窓口「ジョブスポットふじさわ」の市役所内への設置によって、福祉相談と就労支援の一体的支援を図り、生活保護受給者等の自立を促進していきます。

④公共交通機関の利用が困難な方の移動支援の推進

高齢や障がいなどによって公共交通機関を利用することが困難な人が、通院や介護、買い物などで外出する場合に、その移動を支援するサービスを推進していきます。

第6章

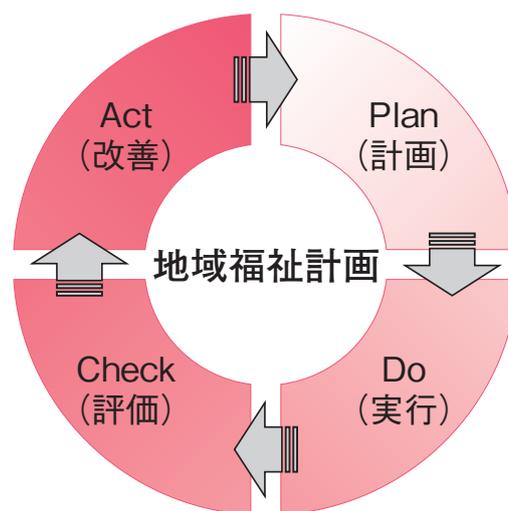
地域福祉計画の進行管理

1 計画の進行管理方法

(1) 計画の進行管理

本計画においては、PDCAサイクルの手法を活用して進行管理を行い、計画に基づいて効果的かつ効率的に施策・事業を実行することで、地域福祉における課題解決を図っていきます。

Plan (計画)	地域福祉における課題等を踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
Do (実行)	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していきます。
Check (評価)	各施策・事業の実施結果などに基づいて、計画の進行状況を確認し、目標に対する達成度を評価していきます。
Act (改善)	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直し及び改善を行います。



(2) 施策の進め方

施策の進め方については、毎年度施策の方向性及び施策の展開に沿って実施する事業を選定して目標を設定し、進捗管理及び評価を行い、その評価結果を受けて、次年度の施策の展開をしていきます。

図表 6-1 計画の進行管理スケジュール (各年度)

	施策・事業	地域福祉計画推進委員会	地域福祉計画推進 庁内連絡会議
4月	前年度 施策等 総括		
5月			前年度施策等検証・評価
6月		前年度施策等検証・評価	
7月	現年度 施策等 実施		
8月			翌年度施策等検討①
9月			
10月		現年度施策等中間評価 翌年度施策等検討①	現年度施策等中間評価 翌年度施策等検討②
11月	翌年度 施策等 検討		
12月			
1月		翌年度施策等検討②	
2月			
3月			

(3) 計画の見直し

本計画については、社会情勢や地域の状況などを踏まえて見直しを行います。まず、計画期間3年目の2017年度（平成29年度）には、施策の方向性について検証して計画の中間見直しを行い、最終年度である2020年度（平成32年度）には、基本目標に対する達成度を検証し、次期計画の策定を行います。

また、本計画による成果を客観的な視点で確認するために、3年ごとに市民アンケート調査及び関係団体へのヒアリング調査を行います。

図表 6-2 計画の進行管理スケジュール (6年間)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
施策等実施	計画当初施策実施			見直し後施策実施		
推進委員会 庁内連絡会議			中間見直し			次期計画策定
意見聴取等		市民アンケート	団体ヒアリング		市民アンケート	団体ヒアリング

2 計画の進行管理体制

(1) 地域福祉計画推進委員会

学識経験者、高齢者・障がい者・児童関係団体の代表、市民代表、市社会福祉協議会の代表、民生委員・児童委員の代表等を委員とする「藤沢市地域福祉計画推進委員会」において、計画及び施策の進捗状況などを基に、地域福祉の推進に関する調査審議を行います。

(2) 地域福祉計画推進庁内連絡会議

福祉部内各課をはじめ、庁内関係各課によって構成する「地域福祉計画推進庁内連絡会議」を新たに設置し、計画及び施策の進捗状況などを基に、地域福祉推進のための施策について検討を行います。



資料編

1

パブリックコメントの実施結果

1. 実施概要

(1) 実施案件等

①意見等を募集した事項

「藤沢市地域福祉計画（中間案）」について

②意見募集の対象者

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、及びその他利害関係者

③意見の提出方法

任意の用紙により、郵送・ファックス・持参・藤沢市ホームページの意見提出フォームのいずれかにて提出

④実施期間

2014年（平成26年）11月6日から12月5日まで

⑤実施主体

藤沢市長

2. 意見提出の状況

(1) 提出状況

①ファックス	5通
②ホームページ（電子メール）	6通
合計	11通

(2) 提出された意見・提案の内訳

①計画全般	5件
②人材づくりについて	8件
③地域づくりについて	2件
④しくみづくりについて	5件
⑤その他	1件
合計	21件

※意見・提案のうち、複数項目にわたる場合は、分けて取り上げています。

※関連する項目ごとにまとめたため、順番は前後している場合があります。

※上記の理由により、意見・提案をまとめたため、いただいた意見の趣旨を損なわない程度に、表記を変えている場合があります。

3. 提出された意見・提案について

(1) 計画全体について (5件)

①計画の記載について

- ・第1章・第2章と別れているが、細かすぎて読みにくい。
- ・抽象的な言葉が多いので、具体的でイメージし易い言葉、表現になると分かり易くなると思う。
- ・計画なので、もう少し明らかな具体策を提案していかないと、考え方を示しただけになってしまい、もったいない。
- ・どんなに良い内容の計画でも、具体的に実行する時期、部署、団体、人材などが明確でないと計画だけになるので、もう少し具体的な計画にすべき。

(回答)

本計画は、地域における支えあいや助けあう力を築くための方向性を示す6カ年の計画ですので、計画本文においては具体的な事業等の記載はございませんが、記載している施策の方向性に沿って、年度ごとに具体的な事業・取り組みを決定し、実行していきます。

また、記載内容につきましては、わかりやすい表現を使っていきます。

②地域福祉活動計画との関係について

- ・藤沢市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は「地域福祉計画」をさらに地域に密着させた内容とすべきで、13地区それぞれの特性を踏まえるため、地区の社会福祉協議会ごとに「地区福祉活動計画」を策定させ、これを統合する形で「藤沢市地域福祉活動計画」を策定するよう、提案する。

(回答)

藤沢市社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、本計画と理念・方向性等を共有して、2016年度（平成28年度）からの新たな計画を策定いたします。

地区社会福祉協議会につきましては、それぞれの地区で特色のある活動をしております。地域福祉計画・地域福祉活動計画を実行するにあたっては、地区社会福祉協議会と意見交換を行いながら、地域福祉の推進に向けて連携・協力していきたいと考えております。

(2) 人材づくりについて (8 件)

①人材育成について

- 介護保険制度の改正などもあり、地域福祉の取り組みは大変重要と考えられ、特に、自助を中心にした人材育成は必須で、藤沢市で人材育成を長く続けてきた、生涯学習大学の活用も宜しいのではないかと。育成された市民の皆さんの活動の場は、地区ボランティアセンターをはじめ、各種支援組織の活用が有効になる様、充分な調整を実施してほしい。

(回答)

ボランティアや地域福祉を担う人材の育成につきましては、現在市や市社会福祉協議会等で実施している取り組みを見直し、生涯学習大学の活用なども念頭に、より効果的かつ効率的な方法を検討していきます。

そして、研修や講座を受講した人材が地域で活躍できるよう、活動の場との有機的な連携を図ります。

- 行動できる人材づくりについては、公務員がパワーアップしてほしい。

(回答)

市職員が市民・地域にとって適切な役割を果たせるよう、職員向けの研修や啓発事業などの充実を図ります。

②市民の役割について

- 市民自身、担い手にもなり支援してもらおう立場になる大事な計画だが、市民の役割についてももう少し理解しやすいよう表現してほしい。

(回答)

第 4 章に「地域福祉を担う各主体の役割」として、市民、市民団体・地域団体、事業者、市社会福祉協議会、市の主な役割を記載しておりますが、今後計画を実行するにあたっては、市民の皆さまにもわかりやすく周知していきます。

③ボランティア・NPOについて

- ボランティアやNPOへの考え方については、きれいにまとめられているだけで具体的ではなく、実現は難しいと思える。

(回答)

本計画は地域福祉を推進する上での方向性を示すものであり、ボランティアやNPOへの考え方につきましても、その方向性に沿って記載いたしました。

今後計画を実行するにあたっては、施策の方向性に沿って、年度ごとに具体的な事業・取り組みを決定し、実行していきます。

- ボランティアへの参加については、若い世代のボランティアでは自分の仕事もあり十分な量になるとは思えないので、元気なリタイア組がボランティアに参加する取り組みを考えるべきではないか。

家にいることが多くなるとなかなか外に出られなくなったり、認知症にかかるリスクも大きくなると考えられるので、リタイア組が元気なうちに参画できるような施策を考えてもらいたい。

(回答)

市民アンケート調査によりますと、ボランティア活動に参加したことがあるとの回答が19%で、その中でも65歳以上の参加経験者は26.3%となっています。

本市では、65歳以上の高齢者を対象としてボランティア活動への参加を促す「いきいきパートナー事業」を実施しておりますが、今後も引き続き実施していきます。

④いきいきパートナー事業について

- 本事業は65歳以上の方が高齢者施設や障がい者施設等でボランティアをされると適用されることだが、ボランティア受入希望団体は福祉に限らず、子どもの健全育成、環境保全、情報化推進等、様々な分野の団体がいる。年齢や分野に関する今後の方針を聞きたい。
- この中間案を見るまで、本事業を知らなかった。この制度は地域力を高めるために重要な事業だと思うが知らない市民が多いと思われる。今後はどのように周知をするのか。
- 市民活動推進センターもボランティア募集情報の提供やマッチングを行っていて、本制度の対象になる方も相談に来るようだが、同施設に本制度についての情報は伝わっているのか。施策の展開には、養成講座等で連携を進めていくとあるが、本制度に関する連携も含まれているのか。

(回答)

いきいきパートナー事業につきましては、元気な高齢者の社会貢献意欲を尊重してボランティア活動への参加を促すとともに、介護予防につなげるため、65歳以上の高齢者を対象として実施しております。「支えあいの地域づくり」という観点から、ボランティア活動については福祉施設等での活動を対象としております。今後は、介護保険制度の改正などを踏まえて、年齢や活動内容等について検討していきます。

また、市民認知度がまだまだ不足していることが課題の一つとして考えておりますので、今後は広報周知の拡大を図るとともに、市社会福祉協議会のボランティアセンターと市民活動推進センターとの情報共有を進め、多くの方にボランティアとしてご活躍いただけるよう取り組んでいきます。

(3) 地域づくりについて (2件)

①自治会・町内会について

- ・自治会・町内会に関して施策の展開では災害時の体制づくりでのみ表されているが、それでよいものか？

(回答)

第4章に「地域福祉を担う各主体の役割」として、地域団体に期待される役割についても記載しておりますが、自治会・町内会については、この地域団体に含まれております。

施策としては「災害時の避難支援体制づくりの推進」にのみ記載されておりますが、「支えあいの地域づくり」を進める上で、自治会・町内会が担う役割は重要であると考えており、随時意見交換を行いながら、地域福祉の推進に努めていきます。

②地域の包括的な仕組みづくりについて

- ・個人情報保護の課題などを解消し、地域の横の関係をつなげ、包括できる仕組みづくりを提案してほしい。

(回答)

地域の福祉課題等の早期発見・早期対応できるよう、地域の様々な団体・事業者等が連携できるネットワークの構築を進めていきます。

(4) しくみづくりについて (5件)

①移動サービスについて

- ・今後は、高齢者層が必要とする、市内の一定の区域を循環するようなコミュニティバス的な路線に対する需要が多くなると思われる。

(回答)

今後、高齢化の進展に伴い、公共交通機関の利用が困難な方が通院や買い物等のために移動することに対する支援の必要性は高まると考えられますので、「福祉サービスを必要とする人の自立支援・生活支援」の施策の展開として、「公共交通機関の利用が困難な方の移動支援」を実施していきます。

②地域における福祉的な施設について

- ・一人暮らしの高齢者が今後増えることを考えると、(外食のサービス業ではなく)食事の宅配サービスや、地域の人が気軽に集い、利用できるコミュニティレストランの需要が高まると思われる。
- ・今後は、少子化・高齢化という人口構造の変化に伴い、保育所や学童保育、介護サービスなど個別の目的に応じた施設より、多世代が交流できるスペースを備え、多様な年代に合わせた多様なサービスを供給できる場が求められると考える。小回りの利く施設の機能を充実させ、人口構造の変化に伴う社会的需要の変化にも柔軟に伝えていくことが必要と考える。

(回答)

本市では、地域住民が気軽に集まり、多世代が交流できる場として、「地域ささえあいセンター」「地域の縁側」の整備に対する支援を、平成 26 年度にモデル事業として実施し、平成 27 年度から本格実施する予定です。

- 高齢者の介護施設の充実はこれからの喫緊の重要課題であり、特に、小規模多機能型居宅介護施設は、様々な介護度による介護の多様化を、一か所の施設で対応できるもので、利用者にとってはとてもありがたい介護施設と考える。地域で最後まで生きるために、もっと多くの数を増やしてほしい。
- 小規模多機能型居宅介護施設は、子どもから認知症のお年寄りまで様々な年代の地域交流が行われ、最後まで人間らしく安心して人生を送れる素晴らしい取り組みであり、大型施設に比べて経費が少なく雇用も生み出せるという将来にわたって持続可能なシステムだと考える。家で亡くなるにしても、老人ホームで亡くなるにしても、人間らしく一生を終えられるのか不安なので安心できる地域に移住したい。真に魅力的な街は地域に一生自分の居場所があると感じられるところだと思う。

(回答)

小規模多機能型居宅介護につきましては、「通い・訪問・泊まり」の各サービスを柔軟に組み合わせることが可能であり、利用者や家族との顔なじみの信頼関係を築くことができるため、これからの在宅介護を支えるための有効なサービスとして考えております。

本市では、団塊の世代が 75 歳以上を迎える 2025 年（平成 37 年）に向けて、引き続き計画的な整備を進めます。

(5) その他 (1 件)

①パブリックコメントの実施方法について

- 市民センターにある資料を閲覧してのコメントはとても難しいので、もっと意見の出しやすい状況を作ってほしい。

(回答)

今後、計画の策定時に限らず、市民の皆さまのご意見をお聞きする手法につきましては、より効果的な方法を検討していきます。

2

藤沢市地域福祉計画推進委員会

1. 藤沢市地域福祉計画推進委員会名簿

No	区分	氏名	所属・役職等	選出区分
1	委員長	石渡 和実	東洋英和女学院大学教授	学識経験者
2	副委員長	北島 令司	藤沢市社会福祉協議会副会長	市社会福祉協議会
3		松永 文和	日本地域福祉学会地方委員	学識経験者
4		鈴木 紳一郎	藤沢市医師会副会長	
5		田場川 善雄	藤沢市老人クラブ連合会会長	高齢者関係団体
6		垣見 凌子	藤沢特別養護老人ホーム施設長 神奈川県高齢者福祉施設協議会 藤沢地区福祉施設連絡会	
7		戸高 洋充	藤沢ひまわり総合施設長	障がい者関係団体
8		種田 多化子	藤沢市福祉団体連絡会代表	
9		木村 依子	子育て支援グループゆめこびと	児童関係団体
10		三觜 由見子	藤沢市子ども会連絡協議会会長	
11		市川 勤	長後地区自治会連合会会長	市民代表
12		大田 哲夫	特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク理事	
13		南部 久子	村岡地区福祉ボランティアセンター 「ぬくもり」センター長	
14		椎野 幸一	藤沢市防災組織連絡協議会会長	
15		池端 真彦	公募委員	
16		鶴見 昭子	公募委員	
17		西山 千秋	公募委員	
18		大橋 久高	藤沢市社会福祉協議会常務理事	市社会福祉協議会
19		大山 睦子	御所見地区民生委員児童委員協議会会長	民生委員児童委員
20		國弘 信子	辻堂西地区民生委員児童委員協議会会長	

敬称略、順不同

2. 藤沢市地域福祉計画推進委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画を策定及び推進するため、この市に藤沢市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関すること
- (2) 計画策定及び推進に係る情報交換に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会の委員は、21人以内とする。

（委員）

第4条 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 高齢者関係団体の代表
 - (3) 障がい者関係団体の代表
 - (4) 児童関係団体の代表
 - (5) 市民代表
 - (6) 市社会福祉協議会の代表
 - (7) 民生委員児童委員の代表
 - (8) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会には委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催し、議事をすることはできない。

（意見等の聴取）

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（秘密の保持）

第8条 委員は、委員会において知り得た個人の情報については、他に漏らしてはならない。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において総括し、及び処理する。

（その他の事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、推進委員会の同意を得て、委員長が定める。

付 則

この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

3

計画の策定経過

開催日	内容
2013年度 (平成25年度)	
8月27日(火)	第1回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> 1 次期地域福祉計画の策定について (1) スケジュール等の確認について (2) 市民アンケート調査について (3) その他次期計画策定に関する事項について 2 その他
12月25日(水)	第2回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> 1 次期地域福祉計画の策定について (1) アンケートの実施結果速報について (2) 団体ヒアリングについて (3) その他時期計画策定に関する事項について 2 その他
1月22日(水)	第3回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> 1 次期地域福祉計画の策定について (1) アンケートの実施結果(クロス集計等)について (2) 次期計画の方向性について (3) その他次期計画策定に関する事項について 2 その他
2月19日(水)	第4回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> 1 次期地域福祉計画の策定について (1) アンケート調査結果報告書について (2) 次期計画の方向性について (3) その他時期計画策定に関する事項について 2 その他
2014年度 (平成26年度)	
5月13日(火)	第1回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> 1 地域福祉計画改定の概要について 2 地域福祉計画改定に向けた考え方について 3 その他
7月3日(木)	第2回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> 1 現計画の進捗状況に関する報告について

	2 次期計画骨子案について 3 その他
8月28日(木)	第3回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> 1 前回委員会の議事要旨の確認について 2 藤沢市地域福祉計画（平成27年度～平成32年度）素案について 3 その他
10月24日(金)	第4回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> 1 前回委員会の議事要旨の確認について 2 藤沢市地域福祉計画（平成27年度～平成32年度）一次案について 3 その他
11月8日(土)	「藤沢市の福祉を考える」シンポジウムの開催 第1部 誰もが安心して暮らせる「支えあう地域づくり」とは 第2部 パネルディスカッション「支えあう地域づくり」に必要なことは
1月16日(金)	第5回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> 1 前回委員会議事要旨の確認について 2 パブリックコメント（市民意見公募）の実施状況について 3 藤沢市地域福祉計画（平成27年度～平成32年度）二次案について 4 その他
3月25日(水)	第6回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> 1 前回委員会議事要旨の確認について 2 藤沢市地域福祉計画2020の策定について 3 平成27年度に実施する事業及び取り組みについて 4 その他

4

用語解説（五十音順）

【あ行】

○愛の輪福祉基金

高齢者や障がい者など、援助の必要な方の自立、社会参加を進めるとともに、地域福祉を支えるボランティア活動を活発にしていくために設立した市の福祉基金です。市民の皆さんや団体からの寄付金を積み立て、福祉活動へ助成を行っています。

○いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）

住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、様々な方面から高齢者の方々を支える機関です。主な業務は、保健師による要支援者や二次予防事業対象者の介護予防マネジメント、社会福祉士による総合相談・支援や権利擁護事業、主任ケアマネージャーを中心としたケアマネジメントの後方支援などです。

○いきいきパートナー事業

市内在住の65歳以上の元気な高齢者が、社会貢献等のために、指定の施設においてボランティア活動を行った際にポイントが付与される事業です。1年間の累積ポイントに応じて年間最大5,000円までの支援金に転換することができます。

【か行】

○子育て支援センター

地域における子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として設置しています。子育てアドバイザーによる子育てひろばの開催や、相談・情報提供、子育て支援に関する講習会等を実施します。

○コミュニティソーシャルワーカー

地域における制度のはざまの問題等を解決するために、支援を必要としている方や地域に対しての援助を通して、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公共サービス等の活用を調整するコーディネーターとしての役割を担う人をいいます。

【さ行】

○障がい者委託相談事業所

障がい者やその家族の生活を支援するため、来所、訪問、電話等により福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、介護相談、権利擁護等のために必要な援助や専門機関の情報提供等を行います。身近な地域で障がい特性に応じた相談ができるよう、市内6事業所において実施しています。

○ジョブスポットふじさわ

生活保護受給者等のうち、就労支援が必要な方に対して、職業相談、職業紹介等の就労支援を福祉関係部門とハローワークが一体的に実施することにより、ワンストップ型の早期支援と就労による自立の促進を図るため、市と厚生労働省神奈川労働局が協働で市役所内に設置している就労支援窓口です。

○生活支援コーディネーター

介護保険制度改正に基づき、生活支援・介護予防サービス基盤整備事業の一環として、ボランティア等の多様な主体が提供する生活支援サービスの充実に向けた担い手の発掘・養成、またそのネットワーク化などを行う役割として配置します。

○成年後見制度

判断能力が不十分なため、契約等の法律行為における意思決定が難しい成年者（認知症や知的障がいのある人等）を支援する制度で、必要に応じて代理権や同意権等を行使する後見人等が、当事者の権利を守るために各種手続きや財産管理等を行います。

○ソーシャルインクルージョン（社会的包容）

特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認め合い、地域全体で包み込み支え合うという相互の連帯や心のつながりを築く考え方です。

【た行】**○地域ささえあいセンター**

高齢者等の相談支援、介護予防や孤立予防、生きがいつくり、多世代交流等の機能を備えた地域福祉サービスの拠点施設を「地域ささえあいセンター」として位置付けました。市では、その活動を支援し、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくりを進めていきます。

○地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」

生活困窮者自立支援法に基づき実施する生活困窮者自立支援制度の相談窓口として設置し、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立に向けた包括的な支援として、自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援、学習相談支援等を行います。

○地域の縁側

昔ながらの「縁側（えんがわ）」をイメージして、誰もが気軽に立ち寄れて、時には相談したりできるみんなの居場所を「地域の縁側」として位置付けました。市では、その活動を支援し、地域コミュニティの更なる活性化を図り、暮らしやすい地域づくりを進めていきます。

○地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じて、介護、医療、予防、生活支援、住まい等に係るサービスを、一体的に提供できる体制です。

○地区ボランティアセンター

高齢者や障がい者等に対する日常生活支援や交流事業といった地域住民による相互扶助機能を高め、ボランティアの紹介等を行う身近な活動の場として、地区社会福祉協議会等の地域団体により、開設・運営がされています。

○地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、市内 14 地区ごとの地域福祉を進めるための住民組織で、主な事業として、それぞれの地域の実情に合わせた敬老事業、地域交流事業、福祉啓発事業等の福祉活動を展開しています。

○地区福祉窓口

市民センター及び村岡公民館に設置され、福祉保健の相談を受け、状況に応じた各種制度の利用案内や情報提供を行うとともに、福祉・保健に関する各種申請受付、サービス提供の連絡調整等を行います。

【な行】**○日常生活自立支援事業**

認知症や知的または精神に障がいがあり、判断能力が不十分であるが、契約能力がある場合に、福祉サービスの利用手続きの支援や日常の金銭管理等を支援する事業です。

【は行】**○PDCAサイクル**

計画を設定し（Plan）、実行し（Do）、検証及び評価（Check）を行うとともに、課題の改善を次の計画に活かして実行する（Act）という工程を継続的に繰り返す仕組みのことです。

○避難行動要支援者

高齢者や障がい者など、災害が発生した場合にひとりで避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する人をいいます。

○福祉避難所

地震等の災害が発生した際に、一般の避難施設での避難生活が困難な避難行動要支援者等が、専門的なケアを受けられる福祉施設や病院等の受け入れ先を見つけるまでの間、一時的に避難する施設です。市内 13 地区ごとの防災拠点である市民センター・公民館がこの役割を兼ねています。

○福祉保健総合相談室

福祉や保健に関する様々な相談を受ける市役所の窓口です。窓口の職員が話を聞いて、関係する課と連携しながら、一緒に解決の方法を探ります。

○福祉有償運送

介護を必要とする高齢者や障がいのある人等、単独で公共交通機関を利用することが困難な人を、NPO法人等が自家用自動車を使用して、有償で移送するサービスです。

○ふじさわあんしんセンター

藤沢市社会福祉協議会に設置され、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援のほか、自分らしい生活を送るための情報提供や相談等を行っています。

○藤沢市災害救援ボランティアセンター

災害時に市災害対策本部と連携し、被災者・被災地域からの要請に対し、ボランティアの援助を適合させ、救援物資の仕分けや運搬、片付け、被災者の精神的ケアなど様々な支援活動を効果的に展開する機関として設置されます。

○藤沢市市民活動推進センター

市民活動を推進する拠点施設として、福祉・医療、教育、環境、災害救援など様々な分野で活動する市民活動団体の自立化と交流促進を支援するために設置されています。

○ふじさわボランティアセンター

藤沢市社会福祉協議会に設置され、ボランティア活動に関する相談・活動紹介やボランティアの募集・登録を行うとともに、福祉やボランティアに関する講座などを実施しています。

○ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を理解して、その意義を認め、その活動のプロセスで多様な人や組織が対等な関係でつながり、新たな力を生み出せるように調整することにより、一人ひとりが市民社会づくりに参加することを可能にするというボランティアコーディネーションの役割を担う人材をいいます。

藤沢市地域福祉計画 2020

発行 2015年（平成27年）3月
藤沢市 福祉部 福祉総務課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
TEL.0466-25-1111（内線3112～3114）
FAX.0466-50-8411



藤沢市地域福祉計画

2020